

令和7年第4回野辺地町議会

定例会会議録

招集年月日 令和7年9月4日(木)

招集場所 野辺地町議会会議場

開会(開議) 令和7年9月5日(金)午前9時30分

出席議員(12名)

1番	横浜睦成	2番	高沢陽子
3番	木戸忠勝	4番	村中玲子
5番	五十嵐勝弘	6番	戸澤栄
7番	古林輝信	8番	中谷謙一
9番	野坂充	10番	大湊敏行
11番	赤垣義憲	12番	岡山義廣

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	野村秀雄
副町長	江刺家和夫
教育長	小野淳美
会計管理者	長根一彦
総務課長	高山幸人
企画財政課長	西館峰夫
防災管財課長	木明裕二
産業振興課長	上野義孝
町民課長	富吉卓弥
介護・福祉課長	飯田貴子

健 康 づ く り 課 長	木 明 修
建 設 水 道 課 長	五 十 嵐 洋 介
建 設 水 道 課 調 整 監	古 林 輝 樹
学 校 教 育 課 長 兼学校給食共同調理場所長	飯 田 満
学校教育課指導室長	濱 田 健 太 郎
社会教育・スポーツ課長	玉 山 順 一
中央公民館長兼図書館長 兼歴史民俗資料館長	二 木 智 徳
代 表 監 査 委 員	駒 井 広
総 務 課 主 幹	四 戸 俊 彰

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	田 中 利 実
議 会 事 務 局 主 幹	濱 中 太 一

議事日程（第2号）

日程第1 一般質問

- 1、大湊敏行 議員
- 2、木戸忠勝 議員
- 3、中谷謙一 議員
- 4、赤垣義憲 議員
- 5、高沢陽子 議員
- 6、村中玲子 議員

◎開議の宣告

○議長（岡山義廣君） これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎一般質問

○議長（岡山義廣君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告者は6名であります。登壇の順序は、別紙のとおり決定しております。

なお、改めてお伝えします。1議員の一般質問の規定時間は、質問から最終答弁まで60分以内です。時間の計時は、議場のモニターで行います。残り時間がゼロになった時点で時間終了です。残り時間が5分を切るとブザーが鳴ります。規定時間内に終了できるよう、ご配慮願います。

一般質問を終了するときは、その旨の宣言をお願いいたします。

それでは、一般質問を行います。

10番、大湊敏行君の登壇を許します。

10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） おはようございます。10番、大湊敏行、一般質問を始めさせていただきます。

質問1つ目、一部事務組合における説明責任の確保について。当町の財政状況を見ると、類似団体と比べ、歳出に占める一部事務組合関連経費の割合が高い現状にあります。

病院経営や消防事務を行う一部事務組合に対する負担金は、経常収支比率を大きく押し上げていると分析されており、経費の削減などの要請を継続的に行っていく方針が示されています。

一部事務組合については、「機動的な意思決定ができない」、「住民から見えにくい存在である」といった課題が指摘されています。当町議会で一部事務組合事業の詳細な議論は適切ではないとされている中で、町民に対する説明責任をいかに確保するかが重要な課題であると考えます。一部事務組合への負担金が妥当なものか、組合事業の成果をどう評価しているのか、また経費削減等の要請をどのように行っているかについて町の見解を伺います。

質問2つ目、公共交通における実証実験の必要性について。町民の移動手段の確保は、現在の喫緊の課題です。当町にはコミュニティーバスやデマンド型交通、乗合タクシーのいずれも存在しておらず、加えて近年はタクシー運転手の不足が深刻化しています。

当町では、地域の移動ニーズにきめ細かく対応する交通体系の構築を目指し、来年度に地域公共交通計画の策定を予定しています。計画の策定から実行までをスピード感を持って進めていくために、今の段階から移動手段の拡充に向けた実証実験を行い、町民の公共交通に対する関心を高める

ことが必要ではないでしょうか。

現在運行されている民間事業者による町内循環バスとの連携を図り、多くの公共施設を巡回対象に加えること、さらにスクールバスの通学時間帯以外の活用についても検討すべきと考えます。これらの点について、町の見解を伺います。

質問の3つ目、PRキャラクターの見直しによる広報戦略の再構築について。自治体の広報戦略において、PRキャラクターは核となる存在です。PRキャラクターは、子供から高齢者まで幅広い世代に关心を引き、地域の独自性や魅力を伝える役割を担っています。

当町のPRキャラクターである特別観光大使「じ～の」は、誕生から10年以上が経過しています。地域活性化の観点から、PRキャラクターの見直しが必要ではないでしょうか。具体的には、暑さ対策を施し、動きやすさに配慮した着ぐるみへの仕様変更やイラストのバリエーションを増やし、利活用しやすくすることが考えられます。加えて、国指定重要文化財縄文くららや野辺地高校家庭クラブ制作の野辺地のめじゃーずなど、新たなキャラクターの活用拡大も検討してはどうでしょう。これらの点について、町の見解を伺います。

○議長（岡山義廣君） 町長、答弁。

○町長（野村秀雄君） それでは、大湊議員のご質問にお答えをします。

1点目の一部事務組合における説明責任の確保についてであります、一部事務組合で共同処理されている事務については、地方自治法に基づき、市町村の権限から除外され、一部事務組合に引き継がれています。

北部上北広域事務組合は独立した1つの特別地方公共団体であり、当町及び横浜町、六ヶ所村の3町村の議会を代表した議員で構成する組合の議会があります。その組合議会において、一部事務組合の事務の執行について、経費の削減を含めた事業内容をチェック、審議するとともに、事業の成果について評価を行い、さらにそれらを町民に対して説明する責任を有しております。

このことから、大湊議員のご質問につきましては、一部事務組合の議会において議論されるべきものと理解しております。さらに、住民への周知につきましても、各町村での広報を行っているものの、一義的には組合の議会及びその議員の方々の果たすべき役割であると承知しております。

なお、各町村の負担金につきましては、ご承知のとおり、毎年各町村の議会に提出され、ご議決いただいた上で執行しているところであります。

続いて、2点目の公共交通における実証実験の必要性についてお答えします。初めに、当町においても公共交通を取り巻く運転手不足や財政負担の増加など、課題が山積しているという認識は議員と同様であります。

こうした課題の解決に向けては、まず当町の交通の在り方や取組の方向性を示す地域公共交通計画が必要であると考えており、令和8年度において地域公共交通計画を策定する方向で進めており

ます。

議員ご質問の実証実験については、住民のニーズを把握する上で有効な手段であると認識しております。しかしながら、目指すべき交通体系や具体的な方針が定まらないうちに実証実験を行い、後に策定した地域公共交通計画で運行することとした路線と相違した場合など、先行して得たデータが有効に活用されないおそれがあります。

また、実証実験の実施は、相応の費用や準備が必要となり、国庫補助などの支援がないまま実施した場合は、町の財政負担が大きくなります。そのため、まずは地域公共交通計画を策定し、その計画に沿って国庫補助を活用しながら実証実験を行うほうが、結果として効率的かつスピーディーに対策を講じることができます。

町といたしましては、地域公共交通会議における委員である地元交通事業者や専門家、交通アドバイザーからのご意見、ご議論を踏まえ、地域公共交通計画の策定を進めていく中で、補助金を活用した実証実験の必要性やその時期など方針を定めていきたいと考えております。

続いて、3点目のPRキャラクターの見直しによる広報戦略の再構築についてお答えします。当町のPRキャラクターである「じ～の」についてありますが、平成24年度に青森県市町村元気事業費補助金を活用し、実行委員会や商工会青年部、一般公募によるデザイン募集等を経て誕生し、今年で13歳になりました。

同年8月には特別観光大使に任命し、これまでに様々なイベントをはじめ、パンフレットやポスター、商品券等の各種媒体においても活躍しております。

また、去る8月4日、青森地方法務局十和田市局から、「じ～の」に対する人権大使のたすきと委任状の交付式が執り行われ、今後は人権大使としての活動も増えることとなりました。

町といたしましては、今後も引き続き「じ～の」をメインキャラクターとして活用しつつ、議員のご指摘にもありましたとおり、暑さ対策や動きやすい衣装への見直しに向け、来年度以降、新規衣装の制作や、イラストのバリエーション等も増やしていく、イベントのみならず、広報活動の幅も広げてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

また、平成29年度に縄文くららと愛称が決まりました土偶については、効果的なPR及びイメージアップを図るため、令和元年度にPR用イラストを作成いたしました。そのイラストを用いて、町では誰もが使えるものをコンセプトとしたグッズを製作し、歴史民俗資料館をはじめ町内外で販売しておりますほか、町広報をはじめとした各種掲示物などへのイラスト掲載を通じてPRを図っております。

グッズの製作は、令和元年度から野辺地中学校美術部と県内デザイナーと連携し、縄文くらら活用・PR事業として今まで実施しており、様々なグッズやPRチラシ、PR資材の製作等を行ってまいりました。

なお、本グッズは町観光物産PRセンターで販売されているほか、ふるさと納税の返礼品にも採用しております。

令和7年度も縄文くららや町をPRするグッズを製作しており、町観光物産PRセンターに設置予定のガシャポンにて販売することとしております。また、本事業は、キャリア教育も兼ねており、中学生の職業観形成の一助にもなっております。今後も、さらに縄文くららを活用したPRを図るため、引き続き中学校と連携した情報発信に努めてまいりたいと考えております。

最後に、野辺地高校家庭クラブ制作の野辺地のめじゃーずに関しましては、野辺地高校さんと必要に応じて、今後協議を行うこととしておりますので、ご理解のほどお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君の再質問を許します。

10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 1つ目的一部事務組合についてであります。一部事務組合の負担金の多くを占めるのは、北部上北広域事務組合です。歳出合計のおよそ13%、令和5年度は13%ほどの歳出を占めておりました。この負担金は、事業内容を精査してから支出するものであると考えます。組合事業の成果をどのように町としては把握し、評価しているのか、ご答弁をお願いします。

○議長（岡山義廣君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西館峰夫君） お答えいたします。

まず、負担金の精査という部分、1つ目のほうですけれども、こちらに関しては、まず大きい事業を行うときには構成町村に事前に説明があります。そして、次年度の予算に関しては、編成前に構成町村を集めた会議の中で説明があります。

次に、評価のところですけれども、町のほうとしては、共同処理する事務が適切に行われているか、そのところで評価しております。というのは、北部さんもいろいろやっているので、分かりやすいのは下広さんなのですけれども、例えばし尿処理に関しては、ちゃんと町から集められたりし尿が適切に処理された、この共同処理することとした事務がちゃんと行われたかどうかを評価しています。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） その事業を評価した評価表とか評価シートというものは残しておりますでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西館峰夫君） お答えいたします。

事業の評価自体は、それぞれの事務組合のほうで行ってたり、議会にもまたその構成町村、組合議会のほうですね、そちらのほうにも報告されて評価されていると思います。

町のほうでは、実施計画などで一部事務組合のままで予定の負担金、こちらのほうが示されて、それに対してどのような負担額で、計画に対してオーバーしないで、きちんと負担額の範囲内で収まっているなどを見ていて、事業自体の評価については組合議会さんとか、組合のほうの執行部に任せています。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 毎年町で財政状況資料集を出しておますが、その中で一部事務組合に対して経費削減の要請を行っていくということを毎年明記しております。この経費削減の要請はどのように行っているのか、説明をお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西館峰夫君） お答えいたします。

経費削減の要請などについてですけれども、あくまでもその組合での予算編成などの権限というのがありますので、そこはよく守った上でになりますけれども、財政担当課長会議などにおいて、本当に効率的な方法なのか、例えばA案、B案、C案など何点かある中から、構成町村の負担金が一番抑えられる方法を選択しているか、こういった点について質問して、それらを確認しています。

あくまでも予算編成の権限は組合のほうにありますので、そちらに要請というか、質問などで確認した後は任せております。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） その会議を行った文書、会議録はありますでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西館峰夫君） 每年大体クリスマスの頃、12月20日から25日くらいに行われますけれども、構成町村の財政担当、あと事業担当課長会議というのがありますけれども、そちらは各組合ごとに大体議事録は取っておりまして、ただそれは組合さんのほうで善意でこちらに渡してあるものなので、見せられるかどうかは別として、資料としてはあります。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 先ほど説明で負担金について、当初出された負担金に対して計画がオーバーしていないかというような、そういう点について会議をしているとありましたけれども、当初予算の査定について、予算要求、負担金をこれぐらいにしてくださいという町に要求があったときに、その要求に対して町はどう関与しているのかをお聞きしたいです。負担金の要求に対して、どのように精査し、例えば少し今年はこの負担金では難しいというような話合いがなされているのかお聞かせください。

○議長（岡山義廣君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西館峰夫君） お答えいたします。

毎年共同処理する事務を行うための施設の運営などに関しては、ほぼ同じぐらいの経費というのはどうしても見なければなりませんので、これについては大きく増えないようにしていただくだけで、その折衝というのは、こちらは組合さんの予算査定に委ねるところが大きくて、そこについては大きく関与はしていないところです。ただし、この事業計画で、例えば施設の改修を大きく行いたい、これを何年度に行いたいというお話が出るときがあります。これは突然負担金として請求するのではなくて、まず担当レベルに情報が流れてきて、「大丈夫そうですか」と来ます。それと町のほうでは、例えば庁舎建設とか学校の年次に重なっていると、そのときに出しにくい年もあると思います。これは六ヶ所村さんとか横浜町さんも一緒ですけれども、こういったことについて、町のほうの事業計画、大きいものがありますよということを伝えて考えてもらっています。

あくまでも組合さんで予算編成しますので、どうしてもここをこうしなさいというような要請ではないのですけれども、町の事情も示して考えてもらっています。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 分担金の割合について質問いたします。

野辺地病院に関する負担金の算出方法として、施設設置町村割合というのが、ほかの事業と比較して55%と突出しております。これだけで3億円余りの負担金と毎年なっておるのですが、この55%の割合とした経緯などは、過去の資料は残っているのでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西館峰夫君） お答えいたします。

町のほうではなく組合のほうで、それは協議資料として残っているはずです。こちらが野辺地町外一町一ヶ村病院組合の時代からの負担割合の考え方があって、平成8年に北部組合、これが統合して複合事務を行うことになるのですけれども、こちらのときにもその病院の部分あるいはごみ処理の部分などについて、それぞれこのようにするべきではないかというものが組合のほうで検討されて、それを構成町村などに示して、今のように決まっていると思います。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 度々議会でも出されるのですけれども、この負担金の割合、分担金の割合は、町として見直すことは検討できませんでしょうか。構成町村に対して、その見直しを提案するお考えはないかお聞かせください。

○議長（岡山義廣君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西館峰夫君） 町のほうから提案できる事項ではないと考えております。あくまでも組合のほうで決定する事項であって、町から町の分をという話し方はできないと思っております。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 町から提案できないということありますけれども、この分担金の割合については町はどう現在受け止めているのかということはお答えいただけませんでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 副町長。

○副町長（江刺家和夫君） まず、この分担金についてですけれども、実施主体という点で見ると分担金で、議員13%と申し上げていたようですけれども、事業の内容として見たときに、医療福祉の病院、それから消防、そしてごみ、あとは斎場、そういう事務にこれだけのパーセントを費やしているという理解も一つお願ひしたいなと思っていました。

それと、今担当課長が細かいことをいろいろお話ししましたけれども、基本的に町長が答弁したとおり、これは町が本来お答えするべきものではないというのは、一義的に一部事務組合の事務でございます。それを各町村、例えば3か町村でそれぞれの質問に対して、それぞれの事情がみんな違いますので、それをお話しすると大変複雑に混乱してしまうことがございます。そういう点で、我々は答弁を差し控えるべきだなと思っております。

すみません。本題の病院の負担割合ですけれども、段々の経緯があって今の状態になっております。直近のデータを見ますと、病院の利用率というのは過去よりも現在のほうが野辺地町民の利用率は多いように私は見ております。そういうのも含めて負担割合を見直ししようかという話は、今後3町村なり事務組合というか、まずは事務組合、そして3町村で、その現状と過去との乖離等をそれぞれの町村でやっぱり内々にチェックしておりますので、それで関係者が、では見直しをしようという合意に至れば、そういうことも今後あり得ると思いますが、現時点では、まだそこまでは行っていない状況でございます。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 北部上北の分担金割合を合計しますと、野辺地町はおよそ45%になります。例えば先ほど町長の答弁で、この組合のことに関しては組合議会でという答弁であったと私は受け止めておるのですが、この分担割合の45%、組合の議員定数9で案分すると、野辺地町は4人の議員を出せるのではないかと考えております。負担割合に応じた議員数に改定することは、検討の余地があるとお考えであるか伺います。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊君、大変いい質問ですけれども、このことは北部事務組合の議会で議論してもらえるようにお願いしておいてください。

10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 質問を変えます。

質問題旨にも書きましたけれども、一部事務組合については住民から見えにくい存在であるといった課題が指摘されていると私は記しましたけれども、これは総務省のホームページに載っている言葉であります。やはり全国的にもそういう課題があるということで、私は野辺地町はしっかりと

町民に対して説明責任を果たしてほしいと思っております。説明責任、これは行政の透明性を確保し、住民からの信頼を構築するために必要なもの、義務であると考えております。

6月に、ごみ処理場で火災が発生しました。町のホームページでは、6月17日にごみ処理場火災発生による自己搬入についてのお知らせが載り、8月22日に粗大ごみの受入れ再開のお知らせが掲載されました。ごみ処理場は火災前の状態に戻っているのか、町民に向けたごみ処理場の経過報告が足りないのでないかと考えておりますが、この点に関してどうお考えでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 副町長。

○副町長（江刺家和夫君） 説明する責任というのは、非常に大切だと思っています。ただ、誰が説明すべきことなのかといった場合、一部事務組合の事業でありますので、まずは一部事務組合。

あと、大湊議員がこういうご質問されたのは、多分ほとんど情報が議員にも入っていないからだと思います。本来町民の代表である議員に対して、組合に行っている議員の方がしっかり説明するというのが、まずは大事であると。その上で、さらに町民に、そこの部分をしっかりやってもらいうことが必要であると考えております。

ごみ関係に関しましては、広報等、あるいはラインとか様々な形で、直接町民に関わる収集運搬の部分、例えば粗大ごみはちょっと受入れできませんよとかという部分は、町としてしっかり広報してきたつもりでありますけれども、もし不足分があればご指摘いただければ、今後の参考にさせていただきたいと思います。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 7月18日に組合議会の全員協議会では、出火原因はリチウムイオン電池の発火の可能性が高いということが示されました。リチウムイオン電池の危険性を町からも注意喚起すべきではないかと考えます。

当町では、8月から公式ラインを導入しました。情報発信による説明責任の重要性を町も認識していると思っております。消防、病院、ごみ処理、火葬は、全て町民にとって身近な施設、組合との情報協議を密にし、これまで以上の説明責任を求めていきたいと思います。組合は独立した機関ではありますけれども、構成町村である野辺地町としても、やはり組合の事業を少しでも情報発信を町からもすべきではないかと考えておりますが、どうお考えでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西館峰夫君） お答えいたします。

先ほど副町長のほうからもお話をありましたが、町でも直接町民に関わるごみの関係などについては、協力して得た情報を町民の方に流す努力はいたします。そして、それ以外の事業に関しても、やはりまずどこで発信するか、これは責任を持って内容を決められる組合のほうでまず発信していくだけ。町にも必要な要請があれば、町の広報媒体とか掲示板、いろんなものを使って、それをフ

オローしていきたいと思います。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 北部上北広域事務組合の理事長と当町のトップは、同じ野村町長です。組合のことを全く別な組織だでやめることなく、同じ1人の町長が北部上北のほうの組合の理事長でもありますので、どうもそこが私は納得できないところなのです。なぜトップが同じ組織でありながら、そっちはそっちだから、組合としての情報発信をしてください。こっちは町だから、組合のことはあまり情報は出しません。それでは、住民の信頼を構築するということはできないのではないかなどというふうに正直思ってしまうのですが、その点町長いかがですか。どうお考えでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 町長、答弁。

○町長（野村秀雄君） お答え申し上げます。

今北部上北の管理者は私でございますが、それはそれとして、北部上北事務組合の広報が足りないってことは痛切に思っております。もちろんそれぞれ各3町村で一緒に事業しているわけですから、それぞれの町村に広報することは必要なことだろうと思います。

それとまた、議会がありますから、議会に出られた議員の方がきちんと議会で報告することは当然のことであろうと思うし、町民に対しても話をするることは必要なことだろうと思っております。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 2つ目の質問に移ります。

計画策定前に実証実験という提案をしたのですが、まずは計画策定ということで、それが効率的であり、スピーディーなことになるというふうに答弁いただきました。

私が思うのは、私も町内の循環バスに乗ったことがありまして、そのときに町民の声を伺ったところ、前と違って便数も少なくなつて不便になりましたと。でも、仕方ないねというふうにおっしゃられました。この仕方ないねという言葉を何とかしたいと思っております。

町としての考え方をちょっと伺いたいのですが、まず町内巡回送迎バスを出している民間事業と連携して、少し公共施設もルートに追加していただくというようなことは、今後の町民の足の確保に対して有効であるとお考えであるのかどうか、その点を伺います。

○議長（岡山義廣君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西館峰夫君） お答えいたします。

町内巡回バスというのは、各病院とかスーパーマーケット、こちらが自分のお客様を運んでいるものと理解してお答えいたします。現在は、こちらについては道路運送法上の貸切りバスで多分自分のお客様を運ぶためという位置づけで運んでいると思います。これがやっぱり市内線と、あと下北交通、この間会議の中でちょっと話になりましたが、下北交通の中で横浜町さんからむつ市のスーパー・マーケットに買物に行く方が、そのスーパー・マーケットが出すバスにはたくさん乗るけれど

も、下北バスのほうには乗っていないと、そういった事例もありますし、野辺地町だと町内を回っている十和田観光電鉄さんの市内線がありますけれども、こちらのやっぱり利用数は少ないのでけれども、町内循環バスに利用されている方がいるというふうな、移動ニーズをどちらでカバーしているかというところでは、その辺がかみ合っているとは思っています。

公共交通計画をつくっていくときに、この辺の移動需要について把握して、ではこれをどうやって普通の路線バスのほうに取り込んでいくか。取り込んでいくときに、その事業者さん、病院であったり、スーパーマーケットさんがどうだったら自分のバスをやめてという言い方はあれですけれども、貸切りバスから乗合バスのほうに切り替えてくれるのか。こちらを見ながら、今後取り組んでいくことになると思います。町のほうではこう考えております。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） もう一つ、スクールバスの活用方法についてなのですが、これも国交省のホームページに載っておりました。四国運輸局の報告書でありますけれども、スクールバスの活用方法については、3つ挙げておきました、1つ目が登下校時間以外の空き時間の活用、2つ目は登下校時、地域住民も一緒に乗車可能とする、3つ目としてはスクールバスをコミュニティーバスとして取り扱って児童生徒を送迎するという3点を挙げております。実際今鯉ヶ沢町では令和6年の3月に制定しましたけれども、公共交通計画を策定しましたけれども、そこではコミュニティーバスとスクールバスを統合して、児童生徒も送迎しております。スクールバスの活用については、地域住民の移動利便性の向上、車両の効率的な運用、運行経費の抑制、地域コミュニティーの活性化など様々な効果が期待されると、これも国交省が述べておる。国交省の地域公共交通に関する作成と運用の手引では、地域の輸送資源を総動員して最大限活用すること、そして持続可能な地域公共交通の提供を確保することというのをうたっておりますので、スクールバスの活用方法も非常に重要な気が思いますが、現在のところの町のお考えについて伺います。

○議長（岡山義廣君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西館峰夫君） スクールバスについても先ほどの循環バスと同じように、移動の需要と捉えて、公共交通計画の中で、こちらもどのような輸送方法がいいのかということを考えていきます。

先ほど3つの例などをお話ししましたが、登下校以外に使う場合には、登校とかに使っているときには貸切りバスのスクールバスとして用いて、そこから違う時間帯に路線バスなどで使う、コミュニティで使うときに乗り合いに切り替えるということで、料金箱はついているのだけれども、子供たちが乗るときには料金箱に蓋をしてしまうような形の運用、これは道路運送法上の2つの区分を使ってやる方法と、もともとコミュニティーバスを運行していた市町村などでは、そのコミュニティーバスのところをスクールバス、そこに取り込んでいく。できれば、先ほどほかの方も乗れ

る混乗という方法を取れば、料金箱をつけたまま子供たちも運べるしというところがあります。

これは、公共交通だけで見ると、こうすると一番ベストだよねという話はあるのですけれども、学校の事情とか、学校行事のときに、ではスクールバス、今まで使っていたバスが普通の路線バスに回ってしまっているから、行事のときに別のバスを借りてこなければならないのかとか、その辺の問題がたくさん出てきますので、これらを整理した上で、公共交通計画で拾って公共交通にしてしまうものとスクールバスの機能を残さなければならないところを考えていきたいと思っています。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 質問の趣旨にも書きました。町民の公共交通に対する関心を今以上に高めていく必要があると思っておりますが、鰯ヶ沢町では出前講座等で積極的な話題提供をしております。公共交通に対する利用促進、意識醸成、情報発信を行い、町民意識の向上を図る目的であります。今から早急に積極的な話題提供をする、話題提供を検討する必要はないか伺います。

○議長（岡山義廣君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西館峰夫君） お答えいたします。

それは、町のほうでも非常に有効な手段だとは考えております。そして、具体的には学校などを行なうモビリティーマネジメント、これは実際バス会社さんのほうから料金箱がついたバスを持ってきてもらって、こうやって乗るのですよということを教えて、子供のうちから公共交通を利用するというふうなことを高める。それを子供たちが利用するのだったら、先ほどのスクールバスでも、一般の方と一緒に子供が乗っても大丈夫だよねと親御さんにも安心を与えるためにも、こういったことは必要だと思っています。

今年度、ちょっと事業計画とか予算のほうは取っていないような状況でしたので、今後は来年の交通政策を進めるときに、このモビリティーマネジメントのところから予算化を考えたいなとは、予算要求から考えたいなと思っています。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 度々私も議会で話をしますけれども、町民の足の確保というのはすごく町として重要な、本当に重要な課題であると思います。ゆっくりと進めていては、町民の孤立化が進行してしまいます。人口減少が加速していくこともあります。町の本気度を町内外にアピールしてほしい、そういう気持ちがありました。

3つ目の質間に移ります。PRキャラクターのことについてであります。答弁のほうで着ぐるみのリニューアルのほうもちょっと検討していただけるというようなご答弁をいただきましたけれども、現在の「じ～の」はちょっと頭が重いのでしょうか。少し顔が潰れたりしてしまいました、ちょっとかわいそうな「じ～の」になってしまったことちょっと見受けられます。

それから、せっかくリニューアルするなら、「じ～の」に特産品などをつかめるグローブみたいな、手を丸ではなくて、ちょっと物をつかめるようなグローブ型というのも提案したいと思います。それから、祭りのときははんてんを着て動けるというような、簡単に身につけられるもの、鉢巻きできたり、たすきできたりという、何かそういう自由度の高いキャラクターの着ぐるみにしていただきたいとは思っているのですが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（上野義孝君） お答えいたします。

「じ～の」に関しましては、あのシルエット、あれが「じ～の」になります。手袋をはめるとかになると、つかめる状態にするとかというふうになると、材質も全て新しくというか、更新しなければならないのですけれども、そうなるとなかなか材質も薄くしないといけないとか、今は布製のやつで、後ろから空気を入れて膨らませてやっている状態です。それがなくなってしまうと、ちょっと「じ～の」でなくなってしまうのかなと。子供たちの夢を壊したくないので、取りあえずは今ままの形でいきたいと思っております。

上の頭の部分のやつが重いのかどうかという、今年ちょっとバッテリーのほうが弱くなっています、空気を十分に送れずに顔も変形した状態になったのもありましたので、それはバッテリーを新しく購入して、今は完全な状態で活動しております。

以上でございます。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） この質問をつくるときにちょっと私思い出したのは、昨年度の冬に、昨年度だから今年ですね、野辺地高校の総合探究学習の発表会に参加させていただいて、そのときに生徒さんの提案で、「じ～の」の自由度が低いので、何か「じ～の」は難しい。なので、私は「じ～の」の妹を提案しますというようなお話をありまして、野辺地高校の生徒さんがすごく私やる気満々ですという、自分はイラストを描くのを好きみたいで、「じ～の」の妹というのを見せてくれたり、自分は上級の学校に行くけれども、戻ってきて、「じ～の」の妹のキャラクターをもっとつくり上げていきたいというようなすごく意気込みを感じたのです。それをちょっと思い出しました。

どうでしょうか。「じ～の」のシルエットを見て、あれが「じ～の」ということありましたら、「じ～の」の弟分や妹分を新たに考えるということは、ご検討の余地はありますでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（上野義孝君） お答えいたします。

大変貴重なご意見ありがとうございました。「じ～の」を2体、妹、兄弟ということになりますけれども、そうなれば入手のほうも大変必要になってくるという問題もございますので、その辺もひっくるめて検討させていただきたいと思います。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） イラストについてです。これは私、くまモンをちょっと調べたところ、くまモンには300種類ほどのイラストのパターンがありまして、衣装を替えたり、シルエット、それから見切れ、全身で写っていない、少しドアからちょっと顔を出したような、そういう見切れのイラストとか、表情もいろんな表情を、喜怒哀楽がすごくある表情なんかもイラストパターンとして載っておりまして、これを使ってくださいということを言っているのですが、「じ～の」についてもイラストのバリエーションをどんどん増やしていくというお考えはどのように思っているのか、お聞かせください。

○議長（岡山義廣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（上野義孝君） お答えいたします。

来年国スポがございまして、野辺地でハンドボール競技があります。そこで社会教育・スポーツ課のほうで、「じ～の」のハンドボールを持ったイラストを使いたいという申出がございまして、先般当課のほうで「じ～の」をデザインしていただいた方に連絡を取りまして、著作権は野辺地町のほうにありますけれども、「じ～の」のあれを変えるとか、そういう大きい変更とかあったときはデザイナーに相談という契約内容もございますので、確認いたしましたところ、そういう軽微なのであれば、どうぞご自由に使っていただいて、「じ～の」をますます広めていただきたいという返答もいただきました。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 「じ～の」の次は、縄文くららであります。PRキャラクターが当時すごく盛り上がって、今少し下火にはなっていると思うのですが、生き残ってきたキャラクターというのを調べたところがありまして、そこは癒やし系のキャラクターと、逆のちょっとこわもてっぽいキャラクター、何か両極端のほうがイメージというか、アピール力があるというふうにあります。

私が土偶を見たときに、土偶そのものは癒やし系ではないのではないかなども思ったりしました。横から見たときの薄さ、あれもし着ぐるみにしたらインパクトがあるものができるのではないかと思っておるので、反癒やし系、こわもてキャラクターとして、縄文くららを新たなキャラクターに着ぐるみを作るということを提案したいのですが、ご検討いただけませんでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 中央公民館長。

○中央公民館長（二木智徳君） 大湊議員の縄文くららのキャラクターをこわもてのキャラクターにしてみたりとか、あと着ぐるみを作製してみたらどうかというご提案ですけれども、くららすれども、中学生の……

○議長（岡山義廣君） ちょっと聞こえません。

○中央公民館長（二木智徳君） 申し訳ありません。

○議長（岡山義廣君） マイクを使ってください。

○中央公民館長（二木智徳君） 中学生の美術部の子供たちと共同でいろいろ取り組んでおりました。いわゆる学習教材の一つでもありますので、この辺いろんな表情のくららがあってもいいのではないかなどは思いますが、今後の参考とさせていただきたいと思います。着ぐるみのほうも含めて参考とさせていただきたいと思います。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 最後は、野辺地のめじやーずです。これは2015年、住生活月間中央イベント実行委員会という会が主催しまして、国交省や文科省が後援しております。2015年、家やまちの絵本コンクール合作の部で実行委員会委員長賞を受賞しました。野辺地のめじやーずは、ホタテさん、ケツメイ茶ン、こかぶクンというのがあるのですが、これを新たなキャラクターにしてはいかがでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西館峰夫君） お答えいたします。

当時キャラクターを作成した方々、そのほかの協力者とよく相談した上で、今の提案は受け取りたいと思います。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 今年度、野辺地高校は創立100周年を迎え、来年度の国民スポーツ大会では、同校体育館が少年男子ハンドボール会場にもなることから、今が絶好のタイミングではないかと思います。

現在青森県では、県立高校魅力づくり推進計画基本方針の策定が進められています。計画案では、来年度、県、町地域で組織する地域協議会を野辺地高校に設置し、学校の活性化を協議するとしています。野辺地のめじやーずを活性化の起爆剤にぜひお願いしたいと思うのですが、よろしくお願ひします。

○議長（岡山義廣君） 大湊君、答弁を求めますか。

○10番（大湊敏行君） いえ、求めません。ご当地PRキャラクターは、地域振興や観光、産業、商品展開など、多岐にわたる経済効果をもたらします。今後新たな試みで、町を活気づけていただきたいと思います。町の知名度と好感度を上げてほしいです。

本日の提案が町と議会が協働し、課題解決に向かう第一歩となることを願い、私の一般質問を終わります。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君の一般質問を終わります。

3番、木戸忠勝君の登壇を許します。

3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君）　おはようございます。議長より一般質問の許可をいただきました、議席番号3番、木戸忠勝です。今回は3点の質問です。

1点目として、屋内避難所について。町内8か所の屋内避難所が設けられておりますが、木明地区農作業管理休養施設は、冷房設置はなし、トイレはくみ取り式、避難者用駐車場はありません。夏に災害が起きたら、屋内避難所としては問題が多々あると思われますが、町長の見解を伺います。

2点目として、閉校となった旧有戸小学校の有効活用について。旧有戸小学校を有効活用すべきと考えておりますが、町の今後の方向性について伺います。

3点目として、除雪について。町内業者において、現行の入札制度への不満から、町への除雪に対する協力体制の見直しが必要と感じています。除雪を例年どおりできないと困るのは町民であり、早急に業者へ確認が必要であると思いますが、町長の見解を伺います。

○議長（岡山義廣君）　町長、答弁。

○町長（野村秀雄君）　それでは、木戸議員のご質問にお答えします。

1点目の屋内避難所についてのご質問ですが、木明地区農作業管理休養施設は、昭和62年に集落環境施設整備事業により整備された施設で、木明地区の避難所として指定させていただいております。

議員ご指摘のとおり、当施設の設備については十分と言えるものではありませんが、冷房設備については、今年度実施いたします本定例会、議案第54号　財産の取得の件でご提案しております避難所用備品等（避難所生活環境改善事業）購入事業において、スポットクーラーを購入することとしておりますので、次年度以降の夏場における避難所開設時に活用できるものと考えております。

また、トイレのくみ取り式については、水道の断水や停電等により使用不能となるおそれがなく、避難所におけるトイレとしては問題ないと考えますが、換気扇の稼働には電源の確保が必要となりますので、避難所開設時は非常用発電機等で対応してまいりたいと考えております。

次に、駐車場についてですが、施設にはおおむね3台分の駐車スペースしかなく、十分とは言えない状況にあります。そのため、近隣住民の皆様のご協力をいただきながら対応している現状であり、今後駐車スペースの確保について検討を進めてまいりたいと考えております。

続いて、2点目の廃校となった旧有戸小学校の有効活用についてお答えいたします。初めに、旧有戸小学校、行政メモリアルセンターの現在の活用状況等についてご説明いたします。行政メモリアルセンターは、平成16年4月の有戸小学校の廃校に伴い、行政メモリアルセンターとして転用し、地域コミュニティの場、そして郷土の埋蔵発掘品及び行政書類の保管場所として活用、管理してきたところであります。

行政メモリアルセンターとして運用を開始した平成16年当時には、ほかの施設への転用も協議されたようですが、極力予算をかけずに公立学校施設整備費補助金等の返還を伴わないよう施設の転用を図るとの考えの下、当該施設への転用が図られ、現在に至り、有効に活用している状況であります。

ご質問の趣旨は、そのほかの活用はできないかとのことであると理解いたしますが、保管施設等以外に使用するとなれば、まず施設の補修等が必要となります。現状旧校舎、旧講堂ともに数か所で雨漏りが発生しており、旧講堂についてはガラスブロックが破損している状況であります。また、施設全体の電源供給についても、必要最小限の設備用に限るなどの現状であり、ほかの用途への転用に当たっては相応の修繕、改修費用を要するものと考えております。

さらに、現在の活用方法であります郷土の埋蔵発掘品及び行政書類の保管場所ですが、その保管量は旧校舎のメモリアルスペース等を除いた全ての教室において使用している状況であり、旧講堂についても教室等には搬入できない大型の物品等を保管している状況であります。これらの保管品を移動するためには、保管する別の施設が必要となりますが、現時点では町としてそのような施設を有しております。

以上のことから、建物に関しては、現在の活用方法以外の有効活用については、現時点では考えておりませんので、ご理解のほどお願ひいたします。

なお、グラウンドにつきましては、町ホームページでも公表しているとおり、貸付けが可能となっておりますので、相談や問合せがあった際には、その内容を踏まえ、検討することとしております。

続いて、3点目の除雪についてのご質問にお答えします。まず、現行の入札制度に触れられておりますので、その点からお答えします。議員ご承知のとおり、一般的な入札制度には、一般競争入札と指名競争入札があり、町では主に指名競争入札により入札を行っております。

入札に指名する業者については、野辺地町工事等競争入札参加資格選定規程に基づき、競争入札参加有資格者名簿、経営事項審査結果通知書の評定値に基づいて等級別格付をした名簿等を参照し、建設工事の土木一式の1,000万円以上などの契約種別に該当する業者を基本として指名し、入札を行っております。

なお、等級別格付については、除排雪業務や災害応急対策等への協力状況、地域貢献活動の実施状況等を勘案し、経営事項審査結果通知書の評定値に加点する形で実施しております。

また、除雪に対する業者の協力体制の確認については、毎年除雪業者に対し、協力体制のアンケート調査を実施しており、今年度についても既に回答が提出されております。

内容を見ますと、除雪協力業者21者のうち、昨年度の除雪路線をベースとした場合、余力がありが1者、余力なし（大雪となった場合厳しい）が9者、どちらでもない（大雪となった場合でも対応

できる範囲) が11者となっております。

今後は、このアンケート結果を踏まえ、昨年度の路線をベースに、今年度の路線を業者等の意見等も伺いながら、無理、無駄がないよう調整してまいります。

降雪の状況によっては、町民の皆様にご不便をおかけする場合もあるかと存じますが、ご理解のほどお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君の再質問を許可します。

3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） 1点目の屋内避難所についてですが、今町長のほうが冷暖房設備はスポットクーラーで対応してくれると。

トイレのくみ取り式は、災害があったときはこれでも十分ではないかということだけれども、これ8か所のうちで、くみ取り式はここ1か所だけです。そして、避難して何人避難者が入るか分からぬけれども、これ満タンになつたら結構不衛生になると思うのです。トイレを何とか考えてくませんか。

それと、避難用駐車場、これ3台だけれども、何か会議があつても、ほとんど民家のほうに止めてあって、苦情も来ているのです。この施設の横に畠があるのだけれども、そこを幾らか町のほうで買い取って駐車場にも可能かと思うのですけれども、町長、その辺どうですか。

○議長（岡山義廣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（上野義孝君） お答えいたします。

まずは、トイレの件でございますけれども、災害時、大体最低でも3日ぐらいは今のボットン便所といいますか、あれで十分足りるものと思います。さらに、水洗便所と違いまして水を流すとか、そういう心配もなく、逆に好都合かなというふうに感じております。

車に関しましては、確かにあそこは3台ぐらいしか止めるスペースがありません。国政選挙、議員選挙なりのとき、あそこが投票所になっていますので、隣の方にお願いして、職員の車を無償で止めさせていただいている経緯もございますので、当分の間は近所の方にお願いして車を止めさせていただくという考えでいきたいと考えております。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） 今課長のほうから、トイレはくみ取り式でもいいのではないかとあったけれども、夏場は臭いがすごいですよ、かなりこれ私は不衛生かなと思っているのですけれども。これ水洗にしても、農家で使うタンクがあるので。それにためておいて、それを使えば私はいいのかなと思っているのですけれども、課長もう一回、ご答弁をお願いします。

○議長（岡山義廣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（上野義孝君）お答えいたします。

臭いのほうは、確かに選挙事務をやっていて感じたことはありました。周りを見たら、ちょうどパイプといいますか、換気扇がついているパイプが割れて、そこから外の空気を吸って、ためている部分の臭いが吸えなかったというのを発見しまして、それは今修繕して対応しております。その後は、選挙事務で行っても臭いは気になったことはございませんが、別に水のタンクを持っていて、用を足した後、水をかけるというのも考えられますけれども、できるだけの対応はしたいと思っております。

○議長（岡山義廣君）3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君）それと、便器が和風なのです。高齢者は座れない人もあるのです。これを洋式に替えてもらえないですか。

○議長（岡山義廣君）産業振興課長。

○産業振興課長（上野義孝君）洋式に替えるとなれば、全て交換しないといけないのかなと考えます。簡易的ではありますが、和式の便器に上から置いて座るのもありますので、そちらのほうで対応したいと考えます。

○議長（岡山義廣君）3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君）分かりました。1点目の再質問は終わります。

2点目、閉校になった旧有戸小学校の有効活用について、今町長のほうが貸付けは可能であると答弁をされました。海から遠く離れた海なしの県の山中にある廃校を有効活用して、サバやトラフグなどの海水魚を育てている陸上養殖と言われる海洋資源や環境への負荷が少ない持続可能な企業として、奈良県の天川村が今注目されているようです。この村では、この施設をトラフグ学級と呼んでいるそうです。直近3.5メーターの円形水槽を2基設置して、トラフグ約300匹が重さ1キロ前後になり、出荷できるまで育っているそうです。

当町も旧有戸小学校の有効活用として、魚類の陸上養殖、施設内で魚介類を飼育する方法などはあります。ホタテも高温により生育がよくないので、そのホタテを陸上で育てて、タイの食害に遭わないぐらいの大きさまで育てるこども私は考えられると思います。これは、民間事業のノウハウや資金を活用することで、より効果的活用が期待できると思います。当町の基幹産業であるホタテ漁業者を助けることにもなると思います。野辺地町がホタテの稚貝の陸上養殖に取組すると、これは全国初になるそうです。そうした場合、全国から注目を集め、当町のPRにもなると思います。

若い人に興味を持つもらうことにより、野辺地高校もだんだん生徒が減少する中で、野辺地高校に陸上養殖科を新設して、陸上養殖に興味のある生徒を全国から募集してはどうかと思いますが、町長のご見解を伺います。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸君、野辺地高校についての通告がないので、野辺地高校を外して、もう一回質問してください。

3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） これは今、私は関連として質問したのですけれども。

○議長（岡山義廣君） 関連がちょっと厳しいので、質問を変えて再度質問してください。

3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） 今言ったような陸上養殖型、これは民間業者がこういうようなことをしたいとなると、旧有戸小学校の体育館は貸付可能ということだけれども、貸付けができるものと考えてよろしいですか。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（木明裕二君） お答えいたします。

まず、貸付可能としている部分はグラウンドとなります。ですので、建物に関しては貸付けはないということとしていますので、グラウンドだけということになります。

そして、今ご提案いただいた陸上養殖等に関しては、今回初めてご提案をいただきましたので、担当課も各課にまたがる部分もございますので、検討させていただければと思っております。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） 今課長のほうから、体育館のほうは貸付けはできないと言ったけれども、まだ今から検討するということでもよろしいのですか。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（木明裕二君） お答えいたします。

体育館に関しては、貸付けは考えておりません。先ほど町長の答弁でも申しましたとおり、町の物品等の保管庫として活用したいと思っています。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） 今陸上養殖で、ホタテの稚貝のそいういった育て方も挑戦というか、そういうのもあるということで、やっぱり体育館を有効活用して、そういうのをやらせても私はいいのかと思うのだけれども、そうでないと町の基幹産業であるホタテがなくなってしまいますよ。それを考えたら、もっと町が協力しても私はいいかと思いますが、町長どうですか。

○議長（岡山義廣君） 町長、答弁。

○町長（野村秀雄君） お答えします。

御覧になつていただくと分かると思うのですけれども、人様に貸せるような体育館ではないと私

は思っておりますので、もしやられる方があれば、グラウンドに新施設をお建てになったほうが、よほど安くきれいにいくものだろうと思っています。耐震もうまくいっていないような体育館でございますので、ちょっと貸すことについてはできないと思います。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） それは、体育館を借りるほうの、例えば業者が決まった場合、その業者のはうで補強とかすることになったら、それは可能なのですか。

○議長（岡山義廣君） 町長、答弁。

○町長（野村秀雄君） 先ほど課長が申し上げましたとおり、中に入っている物品を移動する場所が野辺地町にはないということでございます。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） 中に入っている物品を移動する場所がないと今言ったけれども、校舎のはうが結構空いているのではないかですか。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（木明裕二君） お答えいたします。

まず、旧行政メモリアルセンターですけれども、現在の保管状況ですけれども、1階部分、小学校のメモリアルコーナーというのに2教室分使わせていただいております。それから、自治会関係で2つの教室、その他は1階部分に関しては、発掘した埋蔵品等の保管場所としております。

2階部分に関しては、全ての教室を各課に割り振りしまして、各課の物品保管庫、書類の保管庫等々で活用していますので、校舎に関しても活用する部分はほぼないのかなというふうに考えます。

体育館に関しても、先ほど町長が申しましたとおり、大きい物品等の保管場所として活用させていただいておりますので、他に活用、貸付けする等々の考えは今のところございません。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） 今の答弁を聞いていて、町でそういうのをやるといつても、何か協力性がちょっと足りないのかなと思って聞いていました。こういうのをやると町のPRにもなるから、ホタテのそういうのをやると、もう全国初となるそうなのです。やっぱり全国から注目されるのです。町もすごくPRになるし、いろんな業者が入ってくるかと思うのだけれども、それでも体育館は使えないということですか。

○議長（岡山義廣君） 副町長、答弁。

○副町長（江刺家和夫君） 話がホタテの陸上養殖のほうに変わっているのですが、それでお答えいたします。

こういうホタテの陸上養殖というのは、すみません、勉強不足あれですけれども、まだ試験、

実証段階等行ったということは、今まで聞いたことがございません。こういう試験研究、実証実験となれば、国レベル、県レベルでまずやってみないと分からぬ。いち小さな町で実際取り組むことができるかとなると、そこはしっかり検証してからでないといけないというふうに思っております。その辺のエビデンスが得られた上で、町として取り組もうかという判断がなされるものと思っております。

その場所として、有戸小学校の体育館というお話ですけれども、何度も申し上げましたとおり、現時点でも有効に活用しております。それを変えるということは考えておりません。ただ、どうしてもホタテの実証をやりたいのであれば、そのエビデンスが得られた後に別な場所、いろんな候補となる場所があると思いますので、その辺の検討も含めてやっていかなければいけないなというふうに思っております。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） 分かりました。2点目の再質問は終わります。

3点目ですけれども、除雪についてです。これは、町内の道路を担っている建設業者は、公共事業が思うように受注ができないことにより、道路の除雪の人員が確保できなくなりつつあるそうです。このような状況から、建設業者の道路除雪事業からの撤退が懸念されています。撤退すれば、除雪体制の維持が困難になると思いますが、町長はそのとき指名参加している町外業者に協力依頼も考えていますか。

○議長（岡山義廣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（五十嵐洋介君） ご質問にお答えいたします。

町長の答弁のほうにもありましたが、今年度については、まずアンケートの結果を踏まえて、全業者のはうからは協力をいただけるような形でお答えいただいていましたので、今年度は何とかこの形でいきたいとは考えております。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） 業者に確認したら、今年度は昨年と同じ距離をやってくれるということの解釈でよろしいですか。

○議長（岡山義廣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（五十嵐洋介君） 一部縮小の要望があった業者はありました。ただ、業者の中で路線等をこちらのはうでも割り振りするなどして考えていきたいと思っております。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） 災害とか老朽化した水道の破損、漏水が発生したら、一番先に地元業者に協力依頼すると思いますが、現行の入札制度に対する不満が町内業者の多くからありました。これから町内業者優先の入札制度に見直すべきではないかと思いますが、町長はどう考えていますか。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（木明裕二君） お答えいたします。

現在の町がやっております入札ですが、指名競争入札ということで、規則や規程等に基づいた上で指名審査会において指名をさせていただいて、実施しているものであります。ですので、今後ともそのような形で規程、規則等々に基づきながら指名をした上で入札をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） 例えは町内業者がいっぱい、もうできなくなっと。そのときには、今町外業者が2者、指名参加しているけれども、そこにも声をかける予定なのですか。

○議長（岡山義廣君） 副町長、答弁。

○副町長（江刺家和夫君） 昨シーズン、青森市で物すごい豪雪になったときに、市の業者、県の業者だけでは足りず広く応援を募ったところ、むつ市とか、こっちの南部のほうの業者さんがお手伝いに行ったという事例がございます。仮の話で申し訳ないですけれども、仮に町内業者だけで手が回らない大雪になったとなれば、広く町外に声をかけると。実際来ていただけるかどうか分からぬですけれども、広く町外の業者さんにもお願いするということは必要になってくる場合があると思います。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） 今の副町長の答弁、大災害が起こったら、それは可能だと思います。ただ、今町外の業者が2者、指名参加されているということで、やっぱり町外の業者にも協力依頼というか、それをしてもいいのではないかと思うのだけれども、どうでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 副町長、答弁。

○副町長（江刺家和夫君） 近隣の町村では、多分それぞれの町内の除雪で皆大変な時期かなというふうに想像しております。そういう中で近隣の業者さんにお願いするというのは、現実的に対応してもらえるのかどうかはちょっと疑問に思っておりますので、やっぱりちょっと離れた市町村にお願いするのが現実的かなと思っております。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） 今副町長が答弁したように、町内の業者も、町外業者が指名参加しているのであれば、同じような除雪協力に入ってもいいのではないかと言われたのだけれども、であれば町外業者の入札の見直しというか、町内業者だけで考えてもいいのかなと思うのだけれども、どうですか。

○議長（岡山義廣君） 今の除排雪の件ですけれども、町外の業者にも最初からそういう協力業者

としてお願いしておいたほうがいいのではないかというふうな質問で結構でございますか。

○3番（木戸忠勝君） そうです。

○議長（岡山義廣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（五十嵐洋介君） 今後可能であれば、そのような協力はできればするような形でも考えていきたいと思います。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） 分かりました。では、課長よろしくお願いします。

以上で再質問を終わります。

○議長（岡山義廣君） これで3番、木戸忠勝君の一般質問を終わります。

暫時休憩、10時10分までとします。

休憩（午前10時58分）

再開（午前11時08分）

○議長（岡山義廣君） 再開します。

8番、中谷謙一君の登壇を許します。

8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） おはようございます。それでは、一般質問をさせていただきます。

質問事項は2つです。新聞社の政策課題に関するアンケートの消費税についての回答について、もう一つは総務省公表の2024年度ふるさと納税寄附額調査結果についてです。

先般新聞社が参議院選の政策課題等に関するアンケートで、物価高騰対策として論点となっている消費税の在り方について、町長は消費税は社会保障の安定財源であることを理由に消費税減税には反対であるとの立場を示されました。一方で、総務省が公表している資料によれば、消費税収の使途は社会保障に限定されず、一般財源としての性格を持つということが明らかになっています。

こうした中で、町長が社会保障の安定財源を唯一の理由に減税反対を表明されたことは、国の制度運用との整合性を欠くのではないかと考えます。町長として、改めて消費税の位置づけについてどのように認識しておられるか伺います。

次に、総務省の公表資料によれば、2024年度における野辺地町のふるさと納税寄附額は県内最下位となっております。しかも、2023年度と比較すると減収になっております。これは、本町財政においても軽視できない状況だと考えます。

町長は、かつて議員時代にふるさと納税の推進に前向きな立場を示されていたと承知していますが、これまで本町として、ふるさと納税の寄附額確保や増額に向け、どのような施策を講じられてこられたかをお聞かせください。

また、現状を踏まえ、寄附額増加に向けて、今後どのような具体的な方策を検討、実施されるお考えなのかを伺います。

○議長（岡山義廣君） 町長、答弁。

○町長（野村秀雄君） それでは、中谷議員のご質問にお答えします。

1点目の新聞社の政策課題に関するアンケートの消費税についての回答についてのご質問であります、消費税の使途については、主に年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てられるものとするとされております。

当町へ交付されている地方消費税を原資とした地方消費税交付金についても、主にその使途の事業へ充当していることから、このような回答を行ったものであります。

続いて、2点目の総務省公表の2024年度ふるさと納税寄附額調査結果についてのご質問にお答えします。議員ご指摘のとおり、2024年度における当町のふるさと納税額が2023年度と比較して減収となったことについては重く受け止めております。

これまで町では参加事業者の拡大や返礼品の充実、ポータルサイト掲載先の拡充、さらには返礼品写真の刷新など、寄附額の増加に向けた様々な取組を進めてまいりました。しかしながら、主力返礼品であるホタテガイの供給減少などの要因により、これまでの取組が十分な成果に結びつかなかつたものと考えております。

今後につきましては、庁内にふるさと納税に関するプロジェクトチームを立ち上げ、ポータルサイトを活用した情報発信の強化を図るとともに、より多くの方々に共感いただけるよう、寄附の使い道を明確に打ち出す仕組みの再構築にも取り組んでまいります。あわせて、地元の中小事業者との連携を一層深め、ふるさと納税を通じた地場産業の振興にもつなげていければと考えております。

ふるさと納税は、町の魅力を町外に発信し、寄附者と町との継続的な関係性を築く大切な手段であると認識しております。今後とも、こうした趣旨を踏まえた運用に努めてまいりますので、議員各位におかれましては、引き続きご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君の再質問を許可します。

8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） ありがとうございました。

まず、私が質問したのは、私自身消費税は減税すべきだという立場でいろいろ考えてまいりました。まず、消費税収入が社会保障の財源になるということで、社会保障に使おうとするのであれば、一般財源には入れないで、特定財源で100%活用するべきだと私は考えますが、町長はこの辺はどのようにお考えですか。

○議長（岡山義廣君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西館峰夫君）お答えいたします。

まず、一般財源を特定財源、目的税化して扱うというのは、国のほうでやることでありますけれども、現状は一般財源のようにして充当しているかと思います。

○議長（岡山義廣君）8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君）令和5年、6年度の消費税収が大体24兆円前後、これは社会保障に係る財源というのは七、八十兆円で、100%使ったとしても十分賄える金額ではないということで、ほかの税収からの社会保障への割り振りというのは当然あるのですけれども、この時点で消費税というのがどういった性格を持つものかというと、商品に一律にかかるということであるために、低所得者ほど収入との割合が重くなるという逆進性の性格を持つ税であるということ、これをそのまま続けていくことになると、どうしても低所得者にかなりな負担がかかる。それでも消費税減税はしなくてもいいというか、するべきではないと町長はお考えですか。

○議長（岡山義廣君）町長、答弁。

○町長（野村秀雄君）議員おっしゃるように、いろいろなご意見がございます。ただ、消費税については国で定めるべきことであって、私がここで申し上げるべきことではございません。

○議長（岡山義廣君）8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君）国でやることは、当然これは分かっていますけれども、消費税減税に関して地方自治体でも意見書を提出した自治体もあるのです。地方自治体が声を上げることによって、消費税減税という声を上げることで国政を動かす、そういうことも可能だと私は考えます。町民の目線に立った場合、町民の暮らしを守る自治体の役目として、消費税制の在り方を国に対して提言していくべきだと私は考えます。

そして、今後国に対して消費税の一時的な減税や軽減税率の拡充とか、地方自治体としての負担軽減策の検討などを国に求めていくような、そういうお考えはございませんか。

○議長（岡山義廣君）副町長。

○副町長（江刺家和夫君）消費税が減税されると、みんな目に見える形で税金が減ったというの、大変ありがたい話かなというふうに感じるのは、多分皆さん同じだと思います。ただ、その財源がないとできない事業というのもございますので、これは国も県も市も町も村も同じであります。全くそれをただなくすれば、町の税収も大幅に減って、中にはちょっと事業を縮小せざるを得ないものも出てくるかもしれません。そういう意味で、消費税をただ単に減税すればいいのではなくて、国でも言っていますけれども、代替の財源を探すことが重要になってくるかと思います。その辺も、国レベルでしっかり検討していただきたいと思っています。

○議長（岡山義廣君）8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君）それで、考えられる代替財源として、所得税、法人税、資産課税、金融課

税、環境税、炭素税、市民税など、探してみると様々あるのです。これを有効に活用したり、あと海外へのばらまき、これをある程度制御する。そして、それを国内の社会保障の財源とする。十分ではないので、少しずつにはなると思うのですけれども、そういったことを考えて、これを国へ意見書として出すというようなことを野辺地町でもやってもいいのではないかと私は思うのですが、いかがですか。

○議長（岡山義廣君） 副町長。

○副町長（江刺家和夫君） 議会としてそういうご意見があれば、議会として意見書と要望書を出すのはやぶさかではないというふうに思っております。

町としては、先ほど言ったみたいに、国レベルでいろんな代替財源を確保した上で、我々は最終的に町民に不利益にならない方法を探していただくべきであるというふうに考えております。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） 先ほども言いましたけれども、町民がもう不利益を被っていると考えるべきではないですか。どうなのですか。

○議長（岡山義廣君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西館峰夫君） お答えいたします。

町のほうでも、地方消費税交付金としていただいた分については、町が行っている施策のうちの社会保障の施策、こちらのほうにまず2.2%の消費税のうち振り分けられる分があるのですけれども、そのうちの1.2%分、こちらに関しては社会保障の分の施策に向けております。そのほかの1%分についても社会保障の分、そのほか賄い切れていない分は一般財源で立て替えてますので、こちらのほうで充てています。

また、地方交付税に関しても、消費税のうちの19.5%を国のほうで地方交付税会計のほうに振り分けるのですけれども、どちらのほうも町のほうに来ています。これに関しても1.52%ほど振り分けられていますけれども、地方交付税として交付された分についても社会保障のほうに充てています。これは決算書の494ページのほうにまとめて書いてありますけれども、こういった町民のための社会保障、そのほかの施策に役立てられているので、取られる側の面で税率についてお話しすると、そこは痛い部分かもしれませんけれども、その得られた財源についてはきちんと町民のために使われているので、不利益だとは考えていません。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） ありがとうございます。今言われているのは、取って、そういったのに使うのではなくて、取らないで、それを消費に回すべき、それが経済が回る基本だというような意見もあるのですけれども、こういったことを考えたら、いろいろ地方自治体としての、野辺地町としての消費税減税に関する意見書というのも考えるべきではないのかなと。それを議会から出しなさいと

いうのでしたら、議会でまた審議しなければならないのですが、町としてもそういったことを検討するべきではないのかなと私は思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西館峰夫君） お答えいたします。

ただ、意見書の部分は私からはお答えできないので、前段の部分になります。まず、消費税としてもいただいている分、こちらが減れば、他の経済に回せるのではないかという、その考え方もよいかと思います。ただ、その回る分が必ずどこに行くのかというのは読めない部分であります。ただ、税率としていただいた分を社会保障に確実に充てるという計画があると、病院なんかの医療報酬、あと介護の報酬、こちらのほうを来年度は幾らですよというのを定めて、介護サービス事業者や医療機関が運営をどのようにするかというのを考えることができます。なので、先に税率を決めて、その税率をどういうふうに使うのだということを示すことも一定の効果がありまして、減った分がどこかの経済の助けになるという、その読めない部分に比べて、確実性があるものだと考えています。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷君を指名しますけれども、国税に関する質問はもう少し簡潔に質問するようにしてください。

○8番（中谷謙一君） まず、令和7年度においてもそのような割合で、今年は31.4兆円というのを予算ベースで国では出しています。国が7.8%、24.9兆円、地方の消費税として22.2%の6.5兆円を地方に配付するというような形にはなっていますけれども、それで社会保障としての年金、医療、介護、子育て支援への充当額というのは約47.9兆円と予算ベースで出ているのですけれども、これは別に消費税を集めてそれを配付するという形ではなくて、取りあえず立て替えて国のほうで地方に配付して、その後消費税を収入として国は受け取るというような形にはなるのですけれども、こういったことを考えると、少しではありますけれども、消費税を10%、8%、5%に下げるだけでも大分低所得者にとってみれば負担が減るということも考えると、そういったことを町のほうでも検討して進めていってもらわればなと思います。これは要望としてです。

次は、ふるさと納税ですが、町長が議員時代にいろいろふるさと納税についての意見を議会で述べられていたとは思うのですけれども、そういったことのアイデアというのは、今のふるさと納税に関しては生かされているのでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 町長、答弁。

○町長（野村秀雄君） お答え申し上げます。

議員時代には再三にわたってご質問を申し上げてまいりました。それで、今なってからですが、金額については大変お恥ずかしい状況ではございますけれども、方向性については様々な指示を出して、役場の職員と協力しながら、ポータルサイトを増やしたりとかということをやらせていただ

いています。

また、商品の開発についても各方面にお願いをしておりますが、なかなかできない。それで、やっている最中に今度は商品が厳しくなってきて、町の中で作る分が5割か6割、7割ということになっていますので、加工も隣町でやるだけでもう駄目だよということがあって、年々厳しくなっていることは確かでございますが、それはそれとして、もう一般財源として必要な金額が欲しいということですので、これからもますますふるさと納税を増やしていくべく施策を繰り出していくたいと思っております。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） 新聞の総務省の公表によりますと、県内40市町村のうちの32町村が23年度より24年度の寄附額が増額されているのです。なぜ野辺地町が23年度より少ない、24年度のほうが寄附額が減少しているのか、そういったことは分析されているのでしょうか。その結果はどういうふうに出たのでしょうか、お伺いします。

○議長（岡山義廣君） 総務課長。

○総務課長（高山幸人君） 中谷議員のご質問にお答えいたします。

幾つか要因はあるというふうに考えてございます。まず、1つ目ですけれども、返礼品の発掘開発が十分になされていない、まだまだできるのではないかというふうに考えていること。

2つ目に、プロモーション戦略がまだまだ十分ではないのではないか。今現在ホームページに掲載してございますけれども、ほかのSNSなどを使った広報なども考えられるというふうに思っております。

3つ目としましては、寄附金の使途の明確化、具体的にもっと分かりやすいものを町外の方に発信していく、こういうことが不足していたというふうに感じております。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） 3月議会には総務常任委員会のほうからも、ふるさと納税に関しての提言がございましたが、これに関しての対応というか、対策というか、何か実施されましたか。

○議長（岡山義廣君） 総務課長。

○総務課長（高山幸人君） 3月定例会で決議いただきましたことに関しまして、例えば4月に各団体さんのほうにこちらから出向きて、ふるさと納税の説明ですか協力依頼、あとそれから団体に加盟している事業者さんへの周知などを依頼しておりますが、現在結果としてまだ相談とかない状況でございますので、まだまだこちらの周知などが足りないのかなというふうに感じております。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） いろいろ活動されているようなのですが、結果がまだ見えていないという

ことなのですけれども、もう一回やり方とかそういうのを変えたり、様々今後検討する課題があると思うのですけれども、その辺はどういうふうにお考えですか。

○議長（岡山義廣君） 総務課長。

○総務課長（高山幸人君） お答えいたします。

まず、返礼品につきましてですが、できれば地元の事業者さんをダイレクトに訪問させていただいて、まだ返礼品になっていない隠れた名産品がもしかすればあるかもしれませんので、その辺の発掘作業をしていきたいと思っています。

あとそれから、プロモーションに関しましては、今現在ホームページしかありませんので、例えば公式ラインが8月から始まっていますけれども、そちらのほうを活用したりとかも考えていきたいと思ってございます。

それから、寄附金の使途の明確化についてですが、今現在簡単にホームページのほうで、こういうものに使わせていただきますというものを載せてはいますけれども、もっともっと具体的に、例えば町が困っているものですとか、将来的に計画しているものなどを積極的に写真を入れたりして、共感を呼ぶようなものに見直ししていきたいというふうに考えております。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） ありがとうございます。ふるさと納税ではないのですけれども、東北町ではティックトックも利用して、いろいろイベント等もやっているです。それがちょこちょこ目に入ります。ですから、ふるさと納税に関心ある方々に対しては、いろんな機会に目につくように、いろんな媒体を使ってのアピールというものは必要なことだと思いますので、その辺今後いろいろ検討していただきたいと思います。

以上で一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君の一般質問を終わります。

休憩に入れます。

休憩（午前1時35分）

再開（午後 1時30分）

○議長（岡山義廣君） 再開します。

11番、赤垣義憲君の登壇を許可します。

11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 11番、赤垣でございます。議長の許可をいただきましたので、一般質問させていただきます。

私の質問は、北部上北広域事務組合構成町村としての野辺地町の役割と組合施設の更新等に係る

財源についてお伺いしたいと思います。北部上北広域事務組合は、横浜町、六ヶ所村、そして当町の3つで構成する公共団体と認識しております。構成町村として、野辺地町がどのような役割を担っているのかは、あまり知られていないのではないでしょうか。例えば公立野辺地病院は野辺地町所有の病院だと思っている町民は少なくないと推察します。

そこで、町民の皆様にしっかりと知りたいために、組合の構成町村は何をしているのか、野辺地町の役割を分かりやすくご説明いただきたいと思います。

組合が管理する施設は9つあり、中でも公立野辺地病院、クリーン・ペア・はまなす、野辺地地区斎場は、野辺地町民が利用している重要な施設であり、その施設の維持管理は組合が実施しているものの、その運営費用や施設の修繕、改修、更新費用等は、当町を含む構成町村が負担金、分担金として支出していると認識しています。組合がこれらの施設について改修や更新が必要であると判断し決定すれば、当町も多額の支出をすることになります。このことから、組合施設の維持管理、更新等の方向性について、町としても把握しておく必要があるのはもちろん、その際の財源確保も検討しておくべきことであると考えます。

令和6年3月に示された北部上北広域事務組合公共施設等総合管理計画によれば、公立野辺地病院について、次のような記述があります。「平成26年度に報告された耐震診断結果では、構造耐震指数が基準値を下回っており、耐震補強工事を行ったとしても基準を上回るか難しい状況であるとされており、施設の更新を視野に検討する」という内容です。

また、令和4年度に示された新病院建設基本構想基本計画策定委員会取りまとめ案によれば、病院移転建て替えの費用は90億円とも120億円とも想定されていました。

当然のことながら、この場合の建設費用は、構成町村である当町も支出することになり、町の財政にとって大きな負担と言えます。現在この計画は中断していると認識しておりますが、当町の多くの住民も利用する病院であり、耐震基準を下回る状況などを考慮すれば、この状態をこのまま放置するわけにはいかないはずですから、近い将来に更新計画を進めることになると考えられます。組合施設の更新に当たっては、構成町村への費用負担が求められることから、それに備えて財源の確保を検討することは必要不可欠であると考えますので、この財源確保について町の考え方をお伺いいたします。

クリーン・ペア・はまなすも組合施設ですが、6月に発生した施設火災の影響を鑑みれば、早急に改修あるいは場合によっては更新を検討しなければならない状況にあると認識しており、これもまた多額の支出を要するものと思われます。これについても、財源確保をどのように考えているのかお伺いいたします。よろしくお願ひします。

○議長（岡山義廣君） 町長、答弁。

○町長（野村秀雄君） それでは、赤垣議員のご質問にお答えをします。

先ほどの大湊議員のご質問にもお答えしたとおり、一部事務組合で共同処理されている事務については、地方自治法に基づき、市町村の権限から除外され、一部事務組合に引き継がれております。

北部上北広域事務組合には、当町及び横浜町、六ヶ所村の3町村の議会を代表する議員で構成される組合の議会があり、赤垣議員は野辺地町を代表する議員の一人としてご苦労されているところと存じます。

公立野辺地病院を含めた施設の維持管理や更新の方向性、また先般火災事故が発生したクリーン・ペア・はまなすの改修方針など、北部上北広域事務組合の事務の執行については、組合議会及び組合の議員がその内容をチェックし、審議していくものと承知しております。

つきましては、組合議会の議員としてしっかりと確認していただくとともに、それらの情報を町の議会や議員、そして住民の皆様に提供していただきたく存じます。

なお、町では、北部上北広域事務組合から、公立病院は建て替えが必要であるとの認識を持っているが、早急に進めるところまでには至っていない旨の考えを聞いておりますほか、火災事故が発生したクリーン・ペア・はまなすの修繕について、火災保険収入の対象外部分を町村による起債や特別交付税で措置できないか検討を依頼されているところであります。

以上でございます。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君の再質問を許します。

11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 組合施設の改修、更新の時期や内容など、事務関係のことを聞いているのではないということをまず申し上げたいと思います。町の対応、要は北部上北広域事務組合の様々な事業についての町の対応、それから町が支出するべき財源などについて伺っていますので、まずは的確にご答弁願いたいと思います。

まず町長は、町の担当課に対して、組合施設の更新時期や内容を想定あるいは組合から情報収集などして、いつ頃、どの程度費用がかかるなど、町独自で検討するようにという指示は出されていますか。

○議長（岡山義廣君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西館峰夫君） お答えいたします。

企画財政課のほうで実施計画という、まちづくり計画に基づく今後5年間の事業計画の予定があります。この際に、一部事務組合負担金についても5年間分をお尋ねしていて、それが施設更新などの情報があって、どのように変動するか、これを取りまとめてることとして、町長の指示の下に取りまとめを行っております。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 今の説明の中には施設の更新という部分は想定されているのか、含まれて

いるのかお聞かせ願います。

○議長（岡山義廣君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西館峰夫君） 実施計画の5年間の中を書くときには、施設の更新が見込まれる場合は、例えば何年後の負担金が大きくなりますよというふうに出てきます。その理由を事業計画の右下のほうに書くようになっていますので、それで分かります。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 今おっしゃったその5年間の計画というのは、いつからいつまでの5年間でしょうか。

○議長（岡山義廣君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西館峰夫君） まちづくり計画の中でローリングして毎年、今年度であれば7年度の当初予算ベースを起点に7、8、9、10、11、その5年間取るようにしております。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 7年度ということは、今年度の予算を起点にして5年間ということで、今年度に入ってからクリーン・ペア・はまなすの火災が発生したわけで、その計画の中には火災に対応する修繕なり改修なりというところの費用は含まれていないと思うのですが、今の時点で私が知る限り、その火災の状況を調査だったり、どれぐらいの費用がかかるのかというのは今精査している段階というところまでは聞いておりますけれども、その後どれぐらいかかるかとか、いつ頃それに取りかかるかとか、そういう情報は町には入っているのですか。

○議長（岡山義廣君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西館峰夫君） お答えいたします。

町のほうにも、清掃とかごみ処理の担当である町民課のほうにまず情報提供があって、クリーン・ペアで受け付けられない時期がありますとか、それに関しては町のほうでごみの対応をしてほしいということで、町民に分かりやすく対応の仕方を変えた場合にはお知らせしていく、組合のほうがまたクリーン・ペアの受入れを再開したことも町には伝わっていて、そういうことちゃんと報告しています。

施設に関しても、今赤垣議員がおっしゃっているように調査中であるとは思います。先ほど町長が答えたように、まず施設修繕に当たっては火災保険を掛けていたので、火災保険で賄える分をまず調査すると。ただ、火災保険で対応できない部分の施設改修については地方債、こちらは火災復旧事業債とか、あるいは新設する場合は過疎が対象になる可能性があります。こちらを調査検討してほしいという依頼を受けていて、いろいろ調べています。

これらがちょっと遅れているのは、ここからは組合から教えてもらったところの、あまりあれですけれども、担当のところで聞いているところですけれども、組合施設の火災があった後に保険屋

さんの査定が全部に入れない状態だそうです。これは施設が一部危なくて、3階、4階の部分に立入りがまだできないので、ちゃんと保険査定ができませんと。なので、火災保険でどこまでの分を下ろしてくれるのか、ここが固まらないので、まだその内容と実施時期については、取りあえず保険が利かなかった場合に何が使えるかというところを調査している段階で止まっています。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 貴重な情報ありがとうございます。組合議会でも、そういった情報というのがなかなか入ってこないものですから、先ほど町長がこの場において、組合議員が組合の状況の説明などをすることも必要だというお話をされたのですけれども、今のように私たち派遣議員も限られた情報しか得られないと。場合によっては、新聞報道等でその情報を知るということも少なくありませんので、ぜひ議員からの説明というのも必要でしょうけれども、町がやはり携わるというか、構成町村として関係している以上は、町がしっかりと組合の状況を説明する、あるいは組合の責任者を呼んで説明してもらうということも必要ではなかろうかと思います。組合の責任者というのは、野辺地町長が管理者ですから、管理者に説明をしていただくというのが一番なのかなと私的には思っております。

次に、野辺地病院に関して伺いますが、野辺地病院の中身ではなくて、建て替え等に関する財源についてお伺いします。令和3年に野辺地病院の移転建て替えの基本構想が報道されました。それ以来病院は移転建て替えをするだろうと受け止めている野辺地町民は少なくないと察します。クリーン・ペア・はまなすの火災のニュースを見た町民は、施設の改修あるいは更新が必要かもしれないということを予想しているものと考えます。実際にそのような声も聞こえてきております。

それで、この財源について野辺地病院あるいはクリーン・ペア・はまなすの改修あるいは建て替え等に対する財源について、町長から指示もしているという答弁は得られず、計画にのっとって進めているという類いの答弁しかいただいておりません。仮に町長がそういった財源の確保等を指示していないとすれば、その指示していない理由、なぜ指示しないのか。財源確保が必要と考えていないのか、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（岡山義廣君） 副町長。

○副町長（江刺家和夫君） お答えする前に、まず町が組合を呼んでというさっきお話がありましたがけれども、一義的には組合議員としての立場、認識をしっかりと自覚し、認識して、ご質問していただきたいと思います。

野辺地病院に関してですけれども、先ほど町長お答えしたとおり、組合議会で公立病院は建て替えが必要であるとの認識を持っているが、早急に進めるところまでには至っていない、そういう状況ですので、財源どうのこうのというところまではまだ至っておりません。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 先ほども申し上げたとおり、私たち組合議員に入ってくる情報というのは非常に乏しいというのが現状であります。実際に私たちが得る情報というのは、議会の議案に上がったものが基本的に知り得る情報でありますので、それ以外については、全くその議会が始まる前は入手できる状況ではないと。仮に聞いたとしても検討的な内容で、しっかりした内容が聞かされないというのが現状でありますので、組合からの説明を求めるというところは先ほど申し上げたとおりであります。

また、野辺地病院の建て替え等については、今の時点でまだその話が進んでいないということではありますけれども、実際に令和3年に基本構想が報道されておりまして、その報道によれば駅前に移転して新しく建てるという報道がされて、それが基本構想が撤回されたという情報は入っていないはずです。であるからして、それに向けて備えておくべきことではないのかなと。財源的に、どうしても近い将来支出するであろうというところを踏まえれば、財源の確保は、今の時点で財源をつくるというよりも、それをどうやってつくっていくかという、先ほど起債という説明もありましたけれども、それも含めてどのようにして財源を確保していくかということが必要だと思うのです。

実際に耐震基準を下回っている病棟がある。それから、大雨等の水害で裏の川が仮に氾濫したとすれば、水害地域に指定されている場所にあるということは、やはり早急に考えなければならない、計画を進めなければならないというのが一般的な考えではないでしょうか。そういったときに、今の時点でまだそこは検討されていないというところで、町として対応をまだ準備する段階ではないという判断は、ちょっと責任がなさ過ぎるのではないかかなと思いますが、その辺町長、お考えはいかがでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣君、北部事務組合の事業に対しての質問が続いていますけれども、建て替え、あるいは繰入れというような、財源不足をどうするのだということだと思いますけれども、事業に対しての質問はちょっと変えてもらいたい。それは北部事務組合のほうで、慎重に議論してもらいたいと思います。ちょっと質問を変えて、もう一回質問してもらえませんか。

11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 事業についてというよりも、町が財源を準備できるかできないかという、町の財政に大きく関わる内容だと私は認識しております。

加えて言うと、北部上北広域事務組合の施設の改修、更新以外にも、今町で計画を進めている小学校建設、これに50億円以上の費用を想定しているということで、完成した庁舎の借金ですね、地方債の返済が始まっているわけですけれども、そのピークが、数年後には返済のピークが来ると。小学校建設を仮に計画どおり進めたとすれば、それも地方債の償還が始まってピークが来ると。そのピークの時期が重なれば、およそ3億円程度の起債の償還という町の財源が必要になるわけです。交付税算入もあるのですけれども、それに加えて北部上北に支出する必要がある財源をどうやって

確保するのかというところが私が不安に思っているところでありますので、この財源の確保についてしっかりと町の考え方を示していただきたいと思うのですが、今の時点で財源確保のことは検討すらしていないという解釈でよろしいですか。

○議長（岡山義廣君） 副町長。

○副町長（江刺家和夫君） 先ほどお答えしましたとおり、事務組合で病院をやるという計画、進めるところに至っていないという段階で、町がどのような財源を確保するのか、ちょっとよくご質問の趣旨が分かりません。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 今の質問の答弁になっていたのか、ちょっと分からぬのですが、一時期は基本構想で100億円、90億円とか120億円とかという金額がもう報道で出ているわけです。それを前提に考えると、近い将来野辺地病院の建て替えというのは絶対にある、必要であろうと考えたときに、今は計画が進んでいないにしろ、今後必ずその支出が必要になると。先ほど申し上げたとおり、庁舎の建設費の返済、それから小学校建設が始まって、その費用の返済が始まれば、そのピークが重なったときに病院建て替えとなったときに、財源の確保というのは急にはできないと思うのです。それを今から考える必要があるのではないかという私の質問なのですが、これについてお答えいただけませんか。

○議長（岡山義廣君） 副町長。

○副町長（江刺家和夫君） 病院につきましても、あといろいろ施設がございます。クリーン・ペア焼却施設、あと斎場等たくさんございますけれども、どの施設もいずれ改修なり建て替えというのが必要になってくるということはもちろん重々承知しております。それを検討すべき時期に至ったら、しっかりと3か町村で検討してまいりたいと考えております。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 今はそれを検討すべき時期ではないということでよろしいですか。

○議長（岡山義廣君） 副町長。

○副町長（江刺家和夫君） 繰り返しお話しますけれども、組合のほうでは現時点で進めるところまでは至っていないという方針は、組合議会で議員もお聞きしているとおりで、そういう方針が示されている段階でございます。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） そうすれば、野辺地町として、その財源確保の検討を始めるというタイミングはいつなのでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 副町長、答弁。

○副町長（江刺家和夫君） 繰り返しになります。病院含め、いろいろな施設がございます。それを

建て替えするという組合の方針等が示されれば、必要な時期に検討を開始してまいります。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 先のことを、まだ決まっていない不確定なことを明言するのは正確性に欠けるなど、過去にも答弁をいただいたことがあります。仮にその事業がこれから先あり得ないのであれば、想定は必要ないということも考えられますが、少しでも可能性があるとするならば、それを想定することは危機管理的な捉え方をすれば、重要なことではないかと考えています。もし想定していなければ、そのときに出でてくる言葉は想定外という言葉です。何通りもの想定をすることが必要で、その想定する数が多ければ多いほど、そのときに的確に、かつスムーズな対応ができるのではないかでしょうか。

今から財源の確保を検討することは、仮に100億円なり50億円なりという金額が一時は出ていたわけですから、想定できる範囲で検討を始めが必要だと私は考えております。少なくとも確實に言えるのは、町の公共施設も北部上北広域事務組合の施設も同様に老朽化が進行しているということです。これは、町の財政にも大きな影響を与えるものであるということは忘れてはいけないことだと思います。

これらを考えた上で、小学校建設でも、住民福祉事業でも、また北部上北広域事務組合の事業も含めた様々な事業の優先順位を見極めて計画することを強く申し上げて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（岡山義廣君） これで11番、赤垣義憲君の一般質問を終わります。

続いて、2番、高沢陽子君の登壇を許可します。

2番、高沢陽子君。

○2番（高沢陽子君） それでは、通告に従って質問をいたします。

今回用意した質問は3つあります。1番、当町におけるリチウムイオン電池の回収について、2番、馬門柴崎地区レク施設近接の大型風力発電からの騒音について、3番、町立体育館の駐車場及び施設内の環境整備についてであります。

1番についてです。本年6月に発生したクリーン・ペア・はまなすの火災において、原因がリチウムイオン電池の可能性などの報道もありますが、発生原因の把握と今後の対策についてどのような検討をしているのか伺います。

まず①、今回の火災の発生原因について、当町として情報を把握していますか。

②、全国的にリチウムイオン電池が原因のごみ処理施設の火災などが増えていることから、総務省が経産省、環境省に対して、製品メーカーへの自主回収対策品目の追加を求めるごとや、適切な回収、処分を推進するための情報提供を求める通知を出したと伝えられています。青森県からの指導は出ているのでしょうか。また、それを受けた対策は考えているでしょうか。

③、今回のような火災が今後も発生することが考えられることから、自治体が責任を持ってリチウムイオン電池を回収することにより、ごみ処理施設での火災や事故が減少し、施設修理や建て替え費用の多額の支出もなくなると考えられます。町として回収を検討する考えはありませんか。

2番についてです。①、柴崎地区レク施設のキャンプ場利用者から、「風車の騒音で眠れない」、「音が怖い」との声が出ています。当初風力発電施設の建設時には、景観、騒音ともに問題ないと説明がありました。建設後の騒音、健康被害などの検証は定期的に行われているでしょうか。

②、キャンプ場利用者や施設を管理する関係者に対してアンケートを取るなどの調査により、現状把握を行う考えはありませんか。

3番についてです。①、町立体育館では、バレー・ボーラーやハンドボールなどの練習や、学生、社会人のハンドボール大会が行われて、多くの人が応援に訪れて、休日ともなると駐車場が満杯となり、止められないことがあります。ラインを引くなどして、多くの車が駐車しやすく、安全に利用できるように整備すべきではないかと思いますが、そうした考えはありませんか。

②、体育館の中は、廊下に照明が点灯されておらず、暗い状態です。2階への階段も照明がなく、暗く危険であります。また、玄関の靴箱の数が不足しており、大会になると靴が入り切らず、玄関に靴が広がっているし、外の喫煙場所から煙が中に入ってきて受動喫煙になっています。来年当町は国スポーツのハンドボール少年の部の開催地になっており、町立体育館が練習場所になることも予想されます。施設の現状を点検の上、早急な改善が必要ではないかと考えますが、そのお考えはないでしょうか。

以上、お伺いします。

○議長（岡山義廣君） 町長、答弁。

○町長（野村秀雄君） それでは、高沢議員のご質問にお答えします。

答弁に先立ち、クリーン・ペア・はまなすにおいて受入れを一部保留しておりました粗大ごみに関してご報告申し上げます。クリーン・ペア・はまなすにおいて受入れを一部保留にしておりました粗大ごみについて、回収後の分別により、当施設で処理可能なものは焼却処理を行い、処理しきれない粗大ごみについては民間業者への搬出及び処理を委託するなどの体制が整いました。

これにより、家庭から出る粗大ごみ、事業系及び自己搬入による粗大ごみについては、9月1日から従来どおり受入れを再開している状況でありますことを、この場をお借りしましてご報告申し上げます。

それでは、最初のご質問、当町におけるリチウムイオン電池の回収について、順次お答えします。初めに、6月16日発生したクリーン・ペア・はまなすの火災原因についてでありますと、北部上北広域事務組合によりますと、6月18日に野辺地警察署と消防本部による現場検証が行われ、出火場所はリサイクル棟地下のナンバー1破碎コンベアであると断定されました。

その出火原因については、出火場所付近からリチウムイオン電池の部品が焼損した状態で発見されており、出火の要因となり得るものとの、今回の出火原因であると断定するには至らないとの報告を受けております。

次に、リチウムイオン電池の適切な回収及び処分等の通知に伴う県からの指導及びその対策についてであります。国からは本年4月15日付で通知が発出され、県を通じ4月16日にリチウムイオン電池の適正処理及び火災事故等の未然防止に努めるよう通知が届いているところであります。

この通知に係る説明会が今週オンラインにて開催され、町といたしましては国から示されたリチウム蓄電池等の適正処理の指針等の内容を精査の上、今後の具体的な対応を検討していくこととしております。

次に、リチウムイオン電池の回収の検討についてであります。火災直後より町民の方からお問合せのあったモバイルバッテリーなどについては、火災の未然防止策として、町担当課において直接受け取り、一時保管する対応を行っております。この対応については、適正処理に向けた具体的な対策が決定するまでの間続けてまいりたいと存じますので、ご理解のほどお願ひいたします。

続いて、2点目の柴崎レクリエーション施設にある大型風力発電からの騒音についてのご質問にお答えします。議員ご承知のとおり、この野辺地柴崎風力発電所は令和4年2月に完成し、翌3月より稼働したものです。

当該施設付近は住民もおりませんので、稼働してからこれまで騒音や健康被害についての検証を行ったことはありません。管理している事業者においては、日々メンテナンスや調整を行っているものと承知しておりますが、建設から3年が経過していることもあり、経年により音を発するようになった可能性なども考えられます。

騒音などが生じているという情報提供があったことにつきましては、隨時管理している事業者へ照会いたしますので、今後もお気づきの点がありましたら、お知らせくださいますようお願いいたします。

次に、キャンプ場利用者等に対してアンケートにより騒音の現状把握を行う考えはないかについてですが、議員ご質問のとおり、風力発電による騒音等に関するアンケート調査を柴崎レク施設の利用者等へ実施し、現状を把握することは、施設の環境を向上させる上でも有効な手段であると考えます。

しかしながら、アンケート調査により現状把握できたとしても、大型風力発電が存在する現状を変えることは難しいものと考えております。また、風力発電が設置されている現状においても、当該施設の管理状況や景観等を気に入ってリピーターになっていただいている利用者も多くおりますのが実情であります。キャンプ場につきましては、毎年1,000名以上の方にご利用いただいており、SNS上でも穴場スポットとしてユーチューブでの配信もされております。

柴レク施設全体の老朽化は確実に進んでおりますが、現状維持しながらも、利用者の皆様が快適に過ごせる環境づくりに取り組んでまいりますので、今後ともご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

続いて、3点目の町立体育館の施設内外の環境整備についてお答えします。初めに、野辺地町立体育館の利用状況についてご説明いたしますと、主にバレーボールやハンドボール等の競技スポーツの練習や大会の開催等に使用されており、令和6年度の利用者数は3万2,000人余りとなっております。

次に、駐車場にラインを引くなどして多くの車が駐車しやすく安全に利用できるよう整備する考えはないかとのご提言についてであります。現在の駐車場の状況は、毎年冬を超えるたびに舗装面の一部が剥がれ、路面に穴が空くことから、その都度補修を行っている状況であります。議員ご指摘のとおり、区画線を設けることで、確かに車を駐車しやすくなると考えられますが、毎年の舗装修繕が必要なように、区画線の設置も必要になるかと思います。

町といたしましては、車両の往来に支障を来さないよう、舗装の修繕を第一に考え対応してまいりますが、いずれ全面改良について検討していくなければならないと考えております。

次に、体育館内の環境整備についてお答えします。まず、1点目の廊下や階段の照明についてであります。経費節減のため一部点灯していない箇所がございました。今後は、利用者の安全性と利便性を考慮し、大会開催時等、必要に応じて点灯していきたいと考えております。

2点目の玄関の靴箱数の不足により、玄関に靴が広がっているとのことであります。近隣市町村の体育館の状況を見ますと、数多くの靴箱の設置をしている施設がある一方、靴箱を設置していない施設も見受けられます。当施設の現状を踏まえると、靴箱の増設ではなく、靴の盗難や履き違えを防止する観点から、利用者に靴入れをご持参いただき、自己管理をしていただくようなことから始めていきたいと考えております。

3点目の喫煙場所から煙が中に入ってきて受動喫煙になっているとのことであります。当該施設には喫煙場所を設置しておりません。施設利用者には、敷地内禁煙の周知は行っておりますが、議員ご指摘のことがあれば、施設利用責任者への周知徹底と併せ、施設職員が喫煙を見かけたときは注意喚起と禁煙へのご協力をお願いしてまいります。

以上のとおり、町立体育館施設内外の環境整備については常に点検整備を行い、適正な管理運営と維持補修等を継続してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

なお、当町で行われる青の煌めきあおもり国民スポーツ大会少年男子ハンドボール競技会の練習場所につきましては、町立体育館ではなく小中学校の体育館を使用する予定であることを申し添えます。

以上でございます。

○議長（岡山義廣君） 2番、高沢陽子君の再質問を許します。

2番、高沢陽子君。

○2番（高沢陽子君） 原因についてのご説明がありました。リチウムイオン電池の焼けたものが見つかったけれども、今回原因は特定はできないということあります。今後この原因がはっきりしましたら、やはり町民、また内外に向けて周知というか、お知らせをしていただきたいと思います。

それから、リチウムイオン電池の回収については暫定というか、今担当課のほうで回収はしているということでありますので、リチウムイオン電池の危険性とかそうしたことについて、もう少し住民、利用者に周知をしなければならないのではないかと思いますので、その辺について広報などで周知するという考えはありますか。

○議長（岡山義廣君） 町民課長。

○町民課長（富吉卓弥君） ただいまの質問にお答えいたします。

危険性があるということで、町民の方々には周知したいと思います。その際には、収集方法について、解決策として発火性危険を、スプレー缶と一緒に回収するとか、回収する際にしても絶縁処理や防水処理というのが必要になりますので、その辺を詳細含めて周知したいと思います。

○議長（岡山義廣君） 2番、高沢陽子君。

○2番（高沢陽子君） 周知をしていくということですので、ぜひお願ひいたします。全国的に火災は発生しておりますが、リチウムイオン電池がどれほど危険なのかとかということはあまり知られていないのではないかと思います。知っている人は知っているか……ですので、町民はじめ、広くやはり周知を徹底していただきたい。再度また同じようなことが起こるということは避けなければならないかと思います。

先ほど課長のほうから説明いただきましたが、町では発火性危険ごみということで月1回、回収日を設定していますよね。これに含めて回収するということでよろしいのでしょうか。ちょっと確認したいと思います。

○議長（岡山義廣君） 町民課長。

○町民課長（富吉卓弥君） スプレー缶については2か月に1回の回収にしていました。これと一緒に含めて籠に、圧縮かけないように、また刺激を与えないような形で回収するという方法を取りたいと思います。

○議長（岡山義廣君） 2番、高沢陽子君。

○2番（高沢陽子君） 順次様々な周知やら取組をしていただけるということですので、次にまた本当に火災が起きれば費用かかる、様々面倒なことも起きてきますので、ぜひともよろしくお願ひをいたします。

では、1番の項を終わりまして、2番の質問に移ります。風力発電からの騒音の件です。風力発電事業が令和4年2月に完成し3月から稼働が始まったということで、僅か4年目ですか。キャンプをしている方々から騒音があって眠れないという声も本当に聞いておりますので、建ってしまった風力発電を今すぐ撤去ということにもならないでしょうけれども、事業者と町とで契約を交わしていることだと思いますが、その中に騒音などの苦情への対応とか、その措置を取ることとかは明記されているのでしょうか。その辺について伺いたいと思います。

○議長（岡山義廣君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西館峰夫君） 発電設備を設置した業者と町との契約というのではないと思います。

○議長（岡山義廣君） 2番、高沢陽子君。

○2番（高沢陽子君） ないということですので、建設、稼働が始まつてから、こういう状況が出ていますよというお話を、町のほうから事業者に対して話をするということはできますでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西館峰夫君） キャンプの利用客からこのような声があったということをお伝えできます。実際この質問の通告があった後に、たまたまお会いして、伝達をしております。

○議長（岡山義廣君） 2番、高沢陽子君。

○2番（高沢陽子君） 先ほどの回答では、現状把握を行う考えはないのかということに対しては有効な手段と思うのでやっていきますという意味でしょうか。ちょっとすみません、もう一度お願ひいたします。

○議長（岡山義廣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（上野義孝君） お答えいたします。

アンケートの調査をやるかどうかというお話でしょうか。アンケートに関しては実施する予定はございません。

○議長（岡山義廣君） 2番、高沢陽子君。

○2番（高沢陽子君） アンケートについてはやる予定はないということですが、利用者の声を聞いて改善する、そのことが経営とは言わないのですけれども、事業運営にとって大事だと思いますし、こここの場所は利用者から利用料金をいただいて運営していると思います。時々というか、時によっては利用者の声を集めるというようなことも、今後検討していただければと思います。

それで、この施設、主にキャンプ場のことを中心に伺っていますが、私は拓心館とかパークゴルフ場とか、それから研修所とか含めて、この施設の利用による収入について伺いたいと思います。今9月の定例会の決算報告書の中で、柴崎地区レク施設利用状況によれば、令和4年は4,407人の利用、そして5年は3,804人、令和6年は3,066人ということで確認しております。令和4年に比べて5年と6年は少し減っています。原因としては、私は風車の騒音の影響も少しあるのではないか

と思いますが、その原因究明と対策を検討しておりますか、考えていますでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 答弁できますか。産業振興課長。

○産業振興課長（上野義孝君） お答えいたします。

確かに利用人数、令和4年度から令和6年度にかけて約1,400人ほど減っているのは事実でございます。

ただ、この減った理由につきましては、町としても原因が何なのかというのを把握はできません。というのは、今まで来ていただいた方は、たまたま来ていただいたのか、それとも今年はほかの施設に行ってみよう、あっちの施設に行ってみようというふうなことで、柴レクのほうがその方のあれから外れたと、それはこっちは受けの態勢でございますので、あくまでも町としましては、利用者からの意見は、私たち作業しながらもたまに聞くのですが、この施設は管理と景観がすばらしいというお声をたくさんいただいております。なので、担当課としましても雑草の管理、それから景観、これは県内どこにも負けないという思いで日々管理しておりますので、それはこれからも続けていきたいと考えております。

○議長（岡山義廣君） 2番、高沢陽子君。

○2番（高沢陽子君） 近年はキャンプ場、キャンプばやりで、利用者もいろんなところで増えているかと思います。その中で、やはりこれまでと同様に野辺地にも訪問いただいて、キャンプ場を利用していただく、こういうことが利用者の減もありますけれども、引き続き、また続けていただいて、野辺地町にこういうところがあるということを知っていただくということが大事かと思いますので、よろしくお願ひいたします。

では、2番の質問は以上で、次に行きます。3番目の質問に移ります。町立体育館の利用の件で、先ほど駐車場の舗装について、穴が空いたときに舗装をしている。そして、舗装には経費もかかるので、毎年毎年穴を埋めるというやり方でやっていると。車両の往来もあり、全面改良については検討が必要だと考えているという町長の答弁がありました。やはり結構この施設は、先ほど利用者の数もお聞きしましたが、利用されていますね。3万2,000人余りということで、私もあそこを通るたんびに電気もついている、車もすごくたくさん止まっている。すごく利用されているのだなと思っています。ですから、たくさんの人、車が来て利用しているということは、それだけ施設の整備についてはもう少しまめにというか、手を入れてやっていただきたい。

そして、舗装についてですが、経費がかかるので、多分穴が空いたら補修するという形になっていると思いますが、穴が空いたら補修する、また空いたら補修する、こうしたやり方よりも、全面アスファルト舗装というのですか、もう少し長もちするしっかりした体制も必要ではないのかなと思います。

いずれにしろ、簡易舗装であれ、アスファルト舗装であれ、経費はかかります。ただ、利用者も多

い中では、やっぱりしっかりした施設でスポーツを楽しんでいただきたい。そうしたためには、資金の計画を立てつつ、アスファルト舗装をしていただければと思いますが、その辺のお考えはいかがでしょうか。

○議長（岡山義廣君）　社会教育・スポーツ課長。

○社会教育・スポーツ課長（玉山順一君）　高沢議員の再質問にお答えします。

先ほど町長が答弁されたように、毎年車に支障を来さないようにしているわけですが、いずれ全面改良を検討したいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（岡山義廣君）　2番、高沢陽子君。

○2番（高沢陽子君）　ぜひお願ひいたします。

それで先ほど廊下や建物内の電気について、これまで経費節減のためにつけないできたということでありましたが、暗くて擦れ違う人とぶつかりそうになるとか、あと階段などは下りてくる人本当にぶつかりそうになりますので、やはりしっかりと電気をつけていただいて、明るい状態にしていただきたい。事故が起きてからでは、賠償問題とかということになる可能性もあります。そういうことを考えれば、電気の点灯はしっかりとやっていただきたいなと思います。暗いままスポーツ施設を使わせているところというのはあまりないと思います。ですから、野辺地のイメージダウンにもならないとも限らないので、そこはぜひともお願ひをいたします。

それで1つ、女子トイレについてお願ひをしたいことがございます。今現在女子トイレの入り口にドアがなくて、カーテンが下がっているだけで、非常に不用心です。なぜつけていないのか、その理由をお知らせください。使用中に他人がこっそり入ってきても気づかない、そしてのぞかれたり、盗聴や性暴力の発生など、そういうことも心配で、安心してトイレを使えない状況です。早急にこれについては対策を望みますが、つけていない理由を含めお願ひいたします。

○議長（岡山義廣君）　社会教育・スポーツ課長。

○社会教育・スポーツ課長（玉山順一君）　体育館の女子トイレにつきましては、トイレの出入口にはドアがあります。各種大会やイベントなどの利用状況に応じて、競技者目線とか、あと来場者、応援者の目線を考えて、これから検討していかなければならないのかなと考えております。ドアは設置しておりますので。

○議長（岡山義廣君）　2番、高沢陽子君。

○2番（高沢陽子君）　ドアは設置してあるというお話をしました。では、ちょっと私が見落としたのかと思います。ただ、常時ああいう状態で、カーテンが下がっているのかなという、そういうふうに理解して、これは改善してもらいたいなと思ったので、質問しました。

大会のときとか人がいっぱい入っているとき、なぜドアがない状態にしているのかなと思いますけれども、その辺はいかがですか。

○議長（岡山義廣君）　社会教育・スポーツ課長。

○社会教育・スポーツ課長（玉山順一君）　競技会場とした場合、競技者が出入りする際に、その利便性も考えなければならないかと思います。議員お話ししているとおり、中に入ってのぞきとか盗撮とか様々ありますので、その対策も考えていかなければならぬのかなと思いますけれども、今の現状は競技する場合はカーテンをやっている状況で、できればドアの開け閉めをしていただければ一番いいのかなと考えております。

○議長（岡山義廣君）　2番、高沢陽子君。

○2番（高沢陽子君）　今ドアの開け閉めをしていただきたいということでしたが、それは体育館の管理している方々が開けていることではないですか。利用者が開けているのでしょうか。どちらでしょうか。

○議長（岡山義廣君）　社会教育・スポーツ課長。

○社会教育・スポーツ課長（玉山順一君）　すみません、言葉足らずだったと思います。まず、トイレを利用する際に、やっぱり個人がドアを開け閉めしてもらえばと考えておりますけれども、ドアを設置していますので、高沢議員が言うとおり、危険性があるというのであれば、個人でドアを開け閉めしていただければと思いますけれども。

○議長（岡山義廣君）　2番、高沢陽子君。

○2番（高沢陽子君）　今のドアのことは、トイレの個室ではなくて、トイレの入り口のドアのことですよね。いまいちちょっと納得いかないのですけれども、いずれ事故とは言いませんけれども、様々なことが起こり得る可能性がありますので、その辺は管理している方々ともお話をし、常時閉めておくのがいいのか、常時開けておくのがいいのか。開けておくのもちょっとどうなのかと思いますけれども、管理していただいている方々ともお話をさせていただきたいと思います。

それから、こういう公共施設でトイレのドアが閉まっていないということが、今いろいろ事情を聞きましたけれども、体育館は幼児から大人までたくさん的人が利用しておりますので、特に将来を嘱望されるアスリートの方々も利用します。そこで事件、事故が起きないように、そういう選手たちの将来のことも考えれば、何かまたしっかりした別な対策が取れるのではないか、必要ではないのかと思いますので、ここは少し知恵を出していろいろ改善をしていただきたいと思います。

先ほど昭和52年にできた施設ということでしたか。すごく古い施設ではあります。いろいろな事情がありまして、ずっと使っているわけですけれども、こういう古い施設でも清掃が行き届いて、明るく快適に利用できるようにしていただければ、そんなに苦情というか、そういうものはないと思いますので、管理している方々ともお話し合いの上、しっかり清掃管理を徹底していただければなと要望します。

以上で私の質問を終わりといたします。

○議長（岡山義廣君） 2番、高沢陽子君の一般質問を終わります。

45分まで休憩。

休憩（午後 2時32分）

再開（午後 2時45分）

○議長（岡山義廣君） 再開します。

4番、村中玲子君の登壇を許可します。

4番、村中玲子君。

○4番（村中玲子君） 4番、村中玲子です。通告に従い質問させていただきます。

質問事項は4つです。初めに、2026年国スポ・ハンドボール競技開催に向けた町の準備とPR体制について質問いたします。当町が全国に誇るスポーツ文化の一つであるハンドボールについて伺います。昭和52年のあすなろ国体を契機に、町民ハンドボール大会、少年ハンドボール大会が始まり、半世紀近くにわたって町民や子供たちに親しまれてきました。町内外で輝かしい成績を残し、日本リーグや全国大会の開催、また国体出場など数々の功績を築いてきた歴史があります。

来年、2026年、青森県で国民スポーツ大会が開催されます。当町では、野辺地高校体育館にて少年男子のハンドボール競技が行われます。全国から選手や関係者が集い、当町のスポーツ文化と町の魅力を広く発信できるまたとない機会です。第4期野辺地教育振興基本計画においても、ハンドボール大会を通してスポーツ活動への関心をさらに高め、スポーツの普及、振興の発展、地域の活性化につながるよう、町民や関係団体、行政などが一体となって取り組むと明記されています。

しかし、町内を見渡しますと、現時点では垂れ幕やのぼり旗などの設置が見られず、住民からは、本当に準備が進んでいるのだろうかと不安の声が寄せられています。大会まで1年を切っているにもかかわらず、町全体としての盛り上げや広報が十分でないように感じられます。

そこで伺います。当町として、2026年国スポ開催に向けた準備の進捗状況はどうなっているのかをお聞かせください。ハンドボールは当町の誇りであり、町の歴史と文化を背負ったスポーツです。来年の国スポを町民全員で成功させるため、どのようなビジョンと計画を持って臨むのか見解を伺います。

2番目に、野辺地のホタテ食害問題について質問いたします。野辺地町のホタテ養殖は、マダイによる前例のない食害により壊滅的な被害を受けております。野辺地町漁協によると、2025年の被害は養殖ホタテの7割から9割以上に及び、損失額は2億6,000万円を超えると推定されています。漁師の皆様からは、「全滅に近い」、「生活が立ち行かない」といった悲痛な声が上がっており、まさに死活問題であります。

去る7月31日、野辺地町漁協において、横山信一財務副大臣をお迎えし、被害状況について懇談

会を行いました。その場で目の当たりにしたのは、想像をはるかに超える被害の深刻さと、漁師の皆様のホタテ養殖にかける並々ならぬ情熱でした。「何としても養殖を続けたい」、「野辺地産のホタテを食べて喜んでいただきたい」という強い思いがひしひしと伝わってまいりました。

今回の被害は、2026年産の出荷予定のホタテや産卵用の母貝をほぼ壊滅させ、ホタテ産業の存続を脅かしています。母貝の確保と稚貝の購入がなければ、来年以降、野辺地からホタテが消滅する危機に直面します。これは漁業者の生活基盤を揺るがすだけでなく、地域経済全体に深刻な影響を及ぼす野辺地町全体の危機であります。

この野辺地のホタテを守るためにには、町の迅速かつ具体的な支援が不可欠です。町としてこの危機をどのように認識し、漁業者の生活支援、母貝、稚貝の確保にどのような具体策を講じるのかお示しください。

3番目に、養育医療費の徴収金について伺います。野辺地町の未熟児養育医療制度は、母子保健法に基づき、出生時体重2,000グラム以下や生活力の弱い未熟児の入院医療費を公費で負担し、子育て世帯を支える重要な制度です。保険適用の医療費は原則窓口無料ですが、世帯所得に応じた徴収金が発生する場合があります。この徴収金は、複数月分がまとめて請求されることもあります。支払いは1か月分ずつ可能ですが、支払った後に子ども医療費助成制度を申請することで返金される仕組みです。

この立替えが子育て世帯にとって、経済的、精神的な負担となっています。例えば3人のお子さんがいる世帯では、未熟児の医療費に加え、ほかの子供の生活費や教育費も重なり、徴収金の立替えが家計を圧迫します。

当町は、2024年10月から子ども医療費助成の所得制限を撤廃し、対象を18歳年度末まで拡大するなど、子育て支援に力を入れています。この流れを生かし、未熟児養育医療の徴収金についても、住民の負担を軽減する仕組みが求められています。町民の声を反映し、立替え不要の運用はできないか見解を伺います。

最後に、RSウイルス感染症に関する取組について質問いたします。肺炎を引き起こすウイルス感染症の一つとして注意喚起されているのがRSウイルス感染症です。年齢を問わず何度も感染するため、生まれたばかりの新生児から高齢者まで幅広い年齢層で感染すると言われています。

成人、高齢者におけるRSウイルス感染症は、インフルエンザや新型コロナとは異なり、感染し発症したときの治療薬がないことから、医療機関での適切な診断の機会もなく、集団発生のようなことが起きない限り、疾患の認知がされないのが現状です。

そのような中、令和5年9月に世界初の成人、高齢者向けのRSウイルスワクチンが日本で承認され、令和6年1月15日から接種可能となっています。60歳以上の成人、高齢者において、RSウイルス感染症の発生予防効果は82.6%、特定の慢性心臓疾患や呼吸器疾患、腎不全、肝機能障害、糖

尿病などの基礎疾患を併存する患者においても有効率94.6%、効果は約2年にわたり持続すると報告されています。しかしながら、接種費用は2万円以上と高額なワクチンです。このワクチンは2年に1回の接種で効果が期待できますが、現段階では任意接種のため、接種は全額自己負担です。

そこで、高齢者の皆様が少しでも接種しやすいように、接種費用について半額程度の公費助成を検討することができないか、町の見解を伺います。

以上、ご答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（岡山義廣君） 町長、答弁。

○町長（野村秀雄君） それでは、村中議員のご質問にお答えします。

1点目の2026年国スポ・ハンドボール競技開催に向けた町の準備とPR体制についてであります
が、本大会は来年9月4日から7日まで、少年男子ハンドボール競技会が野辺地高等学校で開催さ
れます。

そのため、令和6年12月に青の煌めきあおもり国スポ野辺地町実行委員会を設立いたしました。
実行委員会の委員、役員においては、私をはじめ町三役、町議会議長、県・町ハンドボール協会、そ
して教育、産業、医療、警備、消防部門など、総勢30名余りで組織しております。

町実行委員会の今年度の業務といたしまして、広報啓発、大会運営準備、関係機関、関係団体と
の連絡調整、昨年、本年度開催県の調査及び研究となっております。まず、広報啓発については、カ
ウントダウンボード、のぼり旗、PR用カーマグネット、懸垂幕などの作成を予定しております。
現在デザイン案の作成を業者に発注しているところです。これらについては、年内に設置したいと
考えております。

次に、大会運営準備については、競技会会場等の設計業務を委託しており、会場配置図や仮設物
の配置計画など、そこから来場者の交通、輸送、歓迎、おもてなしにつながるレイアウトなどの動
線、ゾーニングができるよう、多岐にわたり調整を図っているところであります。

関係機関、関係団体との連絡調整については、ハンドボール競技が青森市と共同開催であり、町
が管理の立場であります。青森市との連携はもとより、青森県ハンドボール協会とも連絡を密に図
っているところであります。

また、先日8月9日から12日の日程で開催された第30回ジャパンオープンハンドボールトーナメ
ント（国スポリハーサル大会）では、日本ハンドボール協会の役員が来県されましたので、来年度
の大会に向けて意見交換を行ったところであります。

以上のことについて、町実行委員会内に設置しております各専門委員会で検討、協議を経た上で
実施しているということをご理解願います。

また、会場地周辺の環境整備として、来場者等の駐車場は運動公園と考えていることから、令和
6年度から2か年にかけて、野辺地高等学校の正門から運動公園に向かう丁字路までの約450メー

トルにわたり、道路の拡幅、改良工事を進めているところであります。

いずれにいたしましても、選手、関係者をはじめとする多くの来町者を温かくお迎えし、野辺地町の豊かな自然や個性あふれる歴史文化等を全国に発信し、野辺地ならではの魅力あふれる大会を目指してまいりたいと考えておりますので、議員各位のご支援、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

続いて、2点目の野辺地ホタテ食害問題についてお答えします。当町におけるホタテ養殖につきましては、近年高水温被害などにより漁獲量が減少している中で、今年の春に耳づりを行った養殖ホタテガイがタイによる食害を受けているという深刻な被害が発生し、野辺地町漁業協同組合によると約9割の養殖ホタテが被害に遭うという災害と言っても過言ではない状況となっております。

このような状況を受け、町といたしましては、野辺地町漁業協同組合からの要望を受け、稚貝確保対策として、昨年度から実施しているホタテ採苗器作製に係る支援について、支援内容を採苗器の作製に加え、中間育成施設に係る経費も対象とし、補助率を2分の1から3分の2、補助額についても上限を10万円から30万円に引き上げたところであります。

また、母貝対策については、令和3年度から漁協が行う地まきホタテ稚貝放流に対しての支援を継続して実施しており、本年度分についても交付決定をしております。しかしながら、現在も放流する稚貝の手配が難しい状況のため、地まきホタテ稚貝放流も実施できない可能性があります。

先行きが全く見えない状況でしたが、明るい材料もありました。去る8月27日に令和7年度陸奥湾地区漁場管理運営協議会総会が横浜町役場で開催され、当町からは砂原組合長と役場担当課長が出席いたしました。この協議会は、陸奥湾内の全漁業協同組合が加入し、漁場を管理している組織です。

総会終了後、担当課長のほうから出席された各漁業協同組合の組合長さんに対し、当町におけるタイによるホタテの食害等の実態と被害の深刻さを説明し、湾内の仲間である当町の漁業者を何とか助けていただきたい、支援していただきたい旨お願いしたところ、全組合長さんから、できるだけの稚貝を無償で提供してくださるという大変ありがたいお話をいただいた旨の報告を受けております。この場をお借りしまして、陸奥湾内の全漁業者及び全関係者の皆様に対し、心から感謝を申し上げます。

帰町後には、漁協において理事会が開催され、湾内の各漁協へ出向き、再度稚貝の提供のお願いに行くことが決定されたと伺っております。湾内の各漁協さんから提供を受けることにより、当町の漁業者の稚貝と地まき放流する稚貝もある程度確保できるものと期待しております。

また、漁業者の生活支援については、現在県において支援策が検討されており、町といたしましても町漁協と協議しながら、その活用の後押しをしてまいりたいと考えております。

今後とも、ホタテ養殖を持続可能なものにするため、引き続き支援策の検討を進めてまいります

ので、ご理解、ご協力を賜りますようお願ひいたします。

続いて、3点目の養育医療費の徴収金についてお答えします。議員ご指摘のとおり、未熟児養育医療費制度は、身体の発育が未熟なままで生まれ、入院養育を必要とする乳児に対して、健康保険適用の医療にかかる自己負担分を公費負担する制度であります、対象世帯の市町村民税額に応じて決定する徴収金を町に納めていただく制度となっております。この徴収金は、保護者の方が納めた後に、子ども医療費助成制度を申請することで全額給付されますので、保護者が一時的に立て替える形となっております。

議員ご質問の子育て世帯の負担軽減のため、立替え不要の運用はできないかにつきまして、今後事務処理方法を改め、10月頃を目途に、子ども医療費助成制度から直接徴収金へ充当する事務処理とすることで、保護者の方が立替え不要な運用に変更したいと考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

続いて、4点目のRSウイルス感染症に関する取組についてお答えします。議員ご指摘のとおり、RSウイルス感染症は、年齢を問わず何度も感染を繰り返す急性の呼吸器感染症で、一般的には風邪のような症状のみで、重症となることは少ないとされております。しかしながら、慢性呼吸器疾患等の基礎疾患のある高齢者や免疫不全者においては重症化するリスクがあることから、注意が必要とされています。

治療方法は、症状に応じた対症療法になることから、感染予防が極めて重要であります。予防策としては、マスクの着用、手洗い、手指消毒といった基本的な感染対策やRSウイルスワクチン接種が挙げられます。

予防接種には、法律に基づいて市町村が主体となって実施する定期接種と、希望者が各自で受けられる任意接種に分類されますが、RSウイルスワクチンは任意接種となっており、個人が必要と判断したときに接種するもので、接種費用は自己負担となっております。現在厚生労働省の厚生科学審議会において、RSウイルスワクチンの定期接種化について検討されており、安全性等の各論点について検討を進める方針が決定されております。

町いたしましては、予防接種には接種後の副反応等による健康被害や、ほかのワクチンと同様に安全性を考慮する必要があることから、厚生労働省のRSウイルスワクチン接種の定期接種化の動向を注視し、定期接種化された際には、町民の皆様に対して接種を推奨するとともに、接種費用の一部助成についても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡山義廣君） 4番、村中玲子君の再質問を許します。

4番、村中玲子君。

○4番（村中玲子君） 再質問をさせていただきます。

来年の国スポにおいては、少年男子のハンドボール競技が開催されます。全国から選手や関係者が集まるこの機会は、単なる大会運営にとどまらず、次の世代へハンドボールの魅力を伝える絶好的の機会であります。当町では、野辺地高校のハンドボール部や小中学校、スポーツ少年団が多く活躍しております。

そこで伺います。国スポを契機に子供たちへさらなるハンドボールの普及、振興を進めていくお考えがあるのかお聞きします。ハンドボールの経験のない子供たちにとっても、大会を目の前で観戦し、全国の選手のプレーに触ることで、自分もハンドボールをやってみたいという新たな夢や希望を持つきっかけになると考えます。例えば学校単位で児童生徒が観戦するというような取組はどうでしょうか、お伺いいたします。

○議長（岡山義廣君）　社会教育・スポーツ課長。

○社会教育・スポーツ課長（玉山順一君）　村中議員の質問にお答えします。

小学校、中学校合わせて、その大会日程に応じて見学させる計画はあります。

○議長（岡山義廣君）　4番、村中玲子君。

○4番（村中玲子君）　ぜひともよろしくお願ひいたします。

次に、おもてなしについてお聞かせください。せっかく全国から選手や関係者が訪れるのですから、野辺地町ならではの魅力を感じてもらう工夫が必要だと思います。当町には古くから伝わる郷土料理があります。こうしたものを来訪者へ振る舞うことで、心に残る野辺地らしいおもてなしができるのではないか。例えば大会開催時には、郷土料理であるみそ貝焼きの無料試食を提供したり、来訪者や宿泊者が飲食店で野辺地の郷土料理を楽しめる工夫を整えるなど、町全体でおもてなしを実践できれば、大きなPR効果につながると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岡山義廣君）　社会教育・スポーツ課長。

○社会教育・スポーツ課長（玉山順一君）　今の質問にお答えします。

先ほど町長の答弁にもありましたとおり、おもてなしとか歓迎については、現在会場配置図とか仮設の配置も行っております。その中でおもてなしという部分では、今考えているところであります。町実行委員会では、商工団体や産業団体も委員になっておりますので、町の特産品の提供を考えているところであります。

以上です。

○議長（岡山義廣君）　4番、村中玲子君。

○4番（村中玲子君）　あとほかにも、例えば町内で行われるイベントには国スポPRブースを設けて、応援グッズの販売とか応援募金箱を置くなど、そういうことをすることが国スポ開催の宣伝につながると思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（岡山義廣君）　社会教育・スポーツ課長。

○社会教育・スポーツ課長（玉山順一君） ご提言ありがとうございます。これから検討してまいりたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（岡山義廣君） 4番、村中玲子君。

○4番（村中玲子君） それでは、宿泊先について伺います。

宿泊先は、県のほうで選手や関係者などの宿泊先の手配を進めるのでしょうか。野辺地町には、ホテルや旅館などの宿泊施設がたくさんありますし、大会関係者の方も会場から近いところに宿泊したほうが便利ではないかと思います。

そこで伺いますが、選手や関係者の宿泊について、現在どのように調整が進められているのかお聞かせください。

○議長（岡山義廣君） 社会教育・スポーツ課長。

○社会教育・スポーツ課長（玉山順一君） 先ほど村中議員のほうからもお話がありましたが、県主導でただいま行っていますので、詳細についてはまだ町のほうまでは来ておりませんので、お知らせしておきます。

○議長（岡山義廣君） 4番、村中玲子君。

○4番（村中玲子君） ゼひとも野辺地でホテル、旅館を利用できるように進めていただければと思います。

ボランティアスタッフを募集している自治体がありますけれども、当町では国スボボランティアはどのようにするのかお聞かせください。また、ボランティアスタッフというはどういうことをするのでしょうか。町民の方もゼひボランティアスタッフに参加したいと思っている方もいるかもしれません。募集する予定はありますか、お聞かせください。

○議長（岡山義廣君） 社会教育・スポーツ課長。

○社会教育・スポーツ課長（玉山順一君） ボランティアの導入につきましては、今構想として環境整備とか美化活動で活用したいと考えております。

○議長（岡山義廣君） 4番、村中玲子君。

○4番（村中玲子君） ありがとうございます。野辺地の町民の方を募集する予定はありますでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 社会教育・スポーツ課長。

○社会教育・スポーツ課長（玉山順一君） 今まだ構想段階でありますので、中心はやっぱり町民となると思います。

○議長（岡山義廣君） 4番、村中玲子君。

○4番（村中玲子君） ゼひとも町民全体で盛り上げていきたいと思います。

実行委員会が設置されているということで、2回開催されているとお聞きしました。ホームペー

ジにはこれから掲載するということでしたので、町民の皆様に公表していただきまして、来年の国スポが大成功となるように、よろしくお願ひいたします。

以上で国スポの質問は終わります。

次に、ホタテの食害についての再質問をいたします。このホタテの被害は、テレビや報道を通して大変話題となり、住民からも野辺地のホタテを何とかすることはできないかと心配する声が多数ありました。町はこれまで漁協に対して補助金など様々な形で多大なご支援をいただきました。心から感謝申し上げます。この支援があってこそ、野辺地のホタテは地域の誇りとなって輝いてまいりました。しかし、今回の被害は、これまでとは比較とならない最大級とも言える規模であります。

そこで伺います。町として、この未曾有の被害に対応するために、これまで以上に踏み込んだ支援を検討するお考えはあるのか、お聞きしたいと思います。例えば県や国に対し、緊急支援を要望するお考えはあるのかお聞かせください。

○議長（岡山義廣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（上野義孝君） お答えいたします。

町としての支援でございますけれども、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、漁協からの要望を受けまして稚貝確保対策として、ホタテの採苗器の作成に係る支援ということで補助率も上げ、そして補助額についてもアップして、補助、支援するということにしております。

そのほかの支援といいますか、漁協さんのはうで県とかのほうにも要望書を提出しておりますので、町としては国あるいは県の動向に注視しながら、それに追随して引き続き支援をしていくというスタンスであります。

先ほども町長の答弁のはうにありましたとおり、何としても稚貝がないのが一番の問題であります。8月27日に陸奥湾地区の漁場管理運営協議会の総会が開催されまして、その場で全組合長さんに支援していただきたいというお願いをしたところ、快く稚貝を無償で提供します、野辺地さんのほうに提供しますというお言葉もいただきました。

早速でございますが、漁協の理事さん、組合長はじめ全員、各陸奥湾内の漁協に出向いて、再度稚貝の無償提供のお願いをするということも決定しております。その日時ですけれども、来週の月曜日、火曜日、この2日間にわたって行くことにしております。なお、それには町の職員も随行して、一緒にお願いしてくることにしております。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 4番、村中玲子君。

○4番（村中玲子君） 分かりました。ぜひとも野辺地のホタテを守るための支援策をよろしくお願ひいたします。

次の3番目の養育医療費の徴収金については、町長のご答弁ありましたように、立替えなしでで

きるとのご答弁をいただきました。大変にありがとうございます。これからもよろしくお願ひいたします。

では最後に、RSウイルスについての再質問をさせていただきます。成人肺炎診療のガイドラインには、2017年からは死因順位である分類事項に誤嚥性肺炎が追加されましたが、最近の傾向では肺炎の死亡率はやや減少傾向、誤嚥性肺炎の死亡数は増加傾向であり、2021年の肺炎と誤嚥性肺炎を合わせた死亡数は全体の第4位がありました。老衰にも肺炎が混在しているものと思われることから、肺炎全体としては減少していないということが推測され、肺炎で死亡した約98%は65歳以上の高齢者であると記載されています。

こうしたことを考えますと、今後の超高齢化社会を迎えるに当たり、高齢者介護等の負担を増やすいためにも、肺炎に対する対策はより一層重要になってくるのではないかと考えます。当町の肺炎による死亡率は、令和4年は18%、令和5年は17.1%、令和6年は18%と伺っております。

そこで、当町における肺炎死亡率の推移を踏まえ、今後の見込みをどのように捉えているのかお聞かせください。

○議長（岡山義廣君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（木明 修君） 村中議員のご質問にお答えいたします。

議員から今お話あったように、肺炎は死亡の原因の上位を占めることから、特に高齢者に関しては上位であることから、町としては予防対策が大事であると考えております。RSウイルスのワクチンによる予防もありますけれども、まずは基本的な感染対策である手洗いですとか手指消毒、マスクの着用、これに加えまして、肺炎を併発するおそれのあるインフルエンザとか、これに関してはインフルエンザの予防接種が有効であると考えております。

また、先ほど誤嚥から誤嚥性肺炎が発症するおそれがあるというお話をありましたので、口腔内を清潔に保つことや口腔ケアも大事であると考えております。

それから、喫煙に関しても肺炎の原因の一つとなり得ることから、禁煙も大事ではないかと考えております。

これらの対策について、町といたしましては総合健診であるとか、あとは広報を通じて周知していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡山義廣君） 4番、村中玲子君。

○4番（村中玲子君） ありがとうございます。日本感染症学会では、診療の手引作成に携わった長崎大学の柳原克紀教授の調査によりますと、肺炎になった高齢者の約1割がRSウイルスをきっかけとしており、これはインフルエンザ並みの割合だといいます。柳原教授は、RSウイルスの病原性は新型コロナやインフルエンザに次ぐものであり、高齢者施設での集団感染も多く、特に喫煙

者や慢性閉塞性肺疾患などの持病を抱える高齢者が感染すると死亡率も高く、注意が必要と指摘されています。

R S ウィルス感染症は、風邪のような症状を伴う呼吸器感染症として知られており、全てほぼ全ての新生児、乳幼児が2歳までに感染するとされております。多くの場合軽症で収まりますが、新生児、乳幼児において初めて感染した際には重症化する可能性があります。

東京港区にありますこどもとおとのクリニック、パウルームの黒木春郎院長は、小児科医にとってR S ウィルスは怖い病気の一つであり、高齢者を含む家族間で感染し、肺炎になる人もいる。赤ちゃんと高齢者の命を守る上で、ワクチンの接種が有効になると訴えています。

令和6年5月には、妊婦に接種することで、出生後の新生児や乳児のR S ウィルス感染症を予防する母子免疫ワクチンが発売開始されております。青森県では、むつ市と東通村が母子免疫ワクチンの助成を始めています。高齢者において入院治療が必要になると、退院6か月後でも入院前の自立した生活に戻ることが困難であったという報告もあります。このR S ウィルス感染症には特効薬がなく、痛みや症状を和らげる対症療法しかありません。町として、こうした観点から、R S ウィルスへの助成を検討すべきではないでしょうか、お考えを伺います。

○議長（岡山義廣君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（木明 修君） お答えいたします。

ただいま議員からお話があったように、R S ウィルス感染症に対する対策というのは重要であると考えております。町長答弁にもありましたように、国のはうで今定期接種化について検討しているようあります。それで、国のはうの審議会の資料を見ますと、安全性など、そのほかまだ知見に乏しい、データが足りない、まだまだ足りないという状況でありますので、国の今後の検討状況を見ながら、定期接種化の前であっても必要なのかどうかも含めまして、ちょっと検討していくたいなと考えております。

以上でございます。

○議長（岡山義廣君） 4番、村中玲子君。

○4番（村中玲子君） 分かりました。当町では、町独自で今年50歳からの帯状疱疹ワクチンの接種の助成を開始していただきました。

定期接種のお話がありましたけれども、これまで多くのワクチンが定期接種となるまでの過程を見ますと、実際には自治体が独自で助成を行い、その取組が全国に広がることで国が制度として位置づけてきた経緯があります。地方の自治体が先行的に住民の健康を守る施策を実施してきたからこそ、定期接種が実現してきたのであります。町民の命と健康を守る観点からも、当町においても先立って助成を検討すべきではないでしょうか。

意見、要望を申し上げます。住民の中には、風邪のような症状で検査をしても、インフルエンザ

でもなくコロナでもないという診断をされて安心したものの、なかなかよくならないという声を聞きます。もしかしたら、そのようなケースの中にＲＳウイルス感染症のリスクにさらされていた方もいるかもしれません。

予防医療したところが治療費を使わなくて済み、医療費を抑えられております。この新しいワクチンで予防ができるのであれば、当町においても積極的に取り組む価値のある政策だと思いますので、ぜひとも前向きに検討していただきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（岡山義廣君） 4番、村中玲子君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（岡山義廣君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（午後 3時22分）